

令和3年第6回能登町議会9月定例会議 会議日程表

9月6日から9月17日（12日間）

日程	月 日	曜	開 議 時 刻	会 議 ・ 休 会 そ の 他	
第 1 日	9 月 6 日	月	午前10時00分	本 会 議	開 会 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 諸 般 の 報 告 議 案 上 程 提 案 理 由 の 説 明 質 疑 ・ 委 員 会 付 託 決 算 特 別 委 員 会 の 設 置 及 び 委 員 の 選 任
第 2 日	9 月 7 日	火	午前10時00分	常 任 委 員 会	
第 3 日	9 月 8 日	水		決 算 特 別 委 員 会	
第 4 日	9 月 9 日	木		決 算 特 別 委 員 会	
第 5 日	9 月 10 日	金		決 算 特 別 委 員 会	
第 6 日	9 月 11 日	土		休 日	
第 7 日	9 月 12 日	日		休 日	
第 8 日	9 月 13 日	月		決 算 特 別 委 員 会	
第 9 日	9 月 14 日	火		休 会	
第10日	9 月 15 日	水	午前10時00分	本 会 議	一 般 質 問
第11日	9 月 16 日	木	午前10時00分	本 会 議	一 般 質 問
第12日	9 月 17 日	金	午前10時00分	本 会 議	委 員 長 報 告 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決 閉 会

開 会（午前10時00分）

開 議

議長（酒元法子）

ただいまから、令和3年第6回能登町議会9月定例会議を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、14人で定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本定例会議の会議期間は、会議日程表のとおり本日から9月17日までといたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

会議録署名議員の指名

議長（酒元法子）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定によって、

12番 志幸 松栄 議員、

13番 宮田 勝三 議員を

指名いたします。

諸般の報告

議長（酒元法子）

日程第2、「諸般の報告」を行います。

本定例会議に町長より別冊配付のとおり、議案12件、認定7件が提出されております。

次に、町長から、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項において準用する、同条第6項の規定により、能登町国民保護計画の変更について、また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく能登町の健全化判断比率及び資金不足比率についての報告があり、報告第16号、17号として、お手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から、令和2年度決算審査報告書、また令和3年5月、6月、7月分の例月出納検査の結果についての報告があり、その写しもお手元に配付

いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会議の説明員として出席を求めた者の職、氏名は、お手元に配付しましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

議案上程

議長（酒元法子）

日程第3、議案第57号「令和3年度能登町一般会計補正予算（第3号）」から、日程第21、認定第7号「令和2年度能登町病院事業会計決算の認定について」までの19件を一括議題といたします。

提案理由の説明

議長（酒元法子）

町長から提案理由の説明を求めます。

大森町長。

町長（大森凡世）

皆さん、おはようございます。

本日の令和3年第6回能登町議会9月定例会議の開会に当たりまして、提案いたしております議案の提案理由をご説明する前に、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、7月に続きまして、8月中旬の西日本から東日本に停滞した前線に伴う大雨によりまして、九州北部や中国地方、そして中部地方など広い範囲に土砂災害や河川の氾濫による極めて甚大な被害が発生をいたしました。貴い命を落とされた方々にご遺族に心からお悔やみを申し上げますとともに、被災されました方々に謹んでお見舞いを申し上げます。被災地の復旧が一日も早く進むことを願っております。

また、奥能登を震源地とする地震が頻発しております。これまでに地震による被害は確認はされておられませんけれども、不安に思われる町民の皆様も多いのではないかとこのように思います。

そこで町では、大規模災害時での町民の皆様の安全を確保し、そして防災力の向上を図ることを目的に、10月3日でございますけれども松波地区を会場として、大雨による洪水と土砂災害を想定した総合防災訓練を実施する予定としております。

新型コロナウイルス感染防止のため、規模を縮小しての実施となりますけれども、災害時を想定した着実な訓練を行うこととしておりますので、実施の際には、議員の皆様をはじめ、町民の皆様にもご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

さて、全国的にはほぼ全ての地域で新型コロナウイルス感染者数が急速に増加をしております、これまでに経験したことのない感染状況となっております。

この感染拡大の影響によりまして、保健所や医療提供体制が厳しい状況にあることから、緊急事態宣言が21の都道府県に、そして、まん延防止等重点措置が石川県を含め12県に9月12日まで適用されておるところでございます。

そして、コロナウイルスの感染力が強いウイルスに置き換わりが進んでおりまして、一層の警戒を強めていく必要がございます。

なお、当町のワクチン接種の状況でございますけれども、希望された方の接種を9月末で完了する見込みとなっております。

町民の皆様には、この全国的な危機的状況をご理解いただきまして、気を緩めることなく、新しい生活様式を徹底するほか、感染の拡大地域との不要不急の往来を控えるなど、家庭内にウイルスを持ち込まないようにお願いするものでございます。

さて、8月24日に東京2020パラリンピックが開催いたしまして、昨日、全日程を終え、閉会をいたしております。コロナ禍での大会ではありましたが、出場選手の姿に感動と勇気をいただきました。今後も、選手の皆さんのさらなる御活躍を願っております。

また、去る8月27日には、能登町子ども議会を開催いたしまして、13名の子ども議員の方々に参加をしていただきました。中学生ならではの視点で、能登の自然を生かした交流人口の増加策、コロナ禍での観光業の影響と対策、街灯・防犯カメラの設置による防犯・防災対策、そして少子化対策など、多くのご提案や質問をいただきまして、町の未来を担う子供たちの貴重な意見を聞くことができました。

中学生の皆さんには、議会の仕組みを知るとともに、これを機会に、町政に興味や関心を持ってもらいたいと願いますし、この子ども議会を通して、子供たちが住んでよかった、そして、自分たちの町にしっかりと愛着を持っていただけるよう、まちづくりを進めていかなければならないというふうに思いました。

また、9月に入りまして秋の風を感じる季節となっておりますけれども、キノコ採りなどで山に入る機会が増えるというふうに思います。6月より町内でツキノワグマの目撃情報が複数報告されております。熊は、これから冬眠する準備をするために、活発に動き回る時期でもありますので、山に入る際には、

鈴やラジオなど自分の存在を知らせるものを携帯するほか、目撃情報のある地域では、早朝や日没前後の熊の行動が活発な時間帯の外出を控えるなど、熊と遭遇しない行動をお願いするものでございます。

なお、先月ですけれども、熊に関する注意喚起のチラシを全戸に配布させていただいております。引き続き告知放送やホームページを活用して情報の提供を行ってまいりますので、議員の皆様におかれましても、ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

それでは、本日提案をいたしました議案12件、認定7件につきまして、その大要をご説明いたします。

議案第57号から第59号までは、一般会計及び特別会計の補正でございます。今回の主な内容は、姫漁港背後ののり面対策工事の追加、そして、ほっと石川観光プラン推進ファンドの貸付金や公共施設等総合管理基金積立金の追加などを行ったものであります。

初めに、議案第57号「令和3年度能登町一般会計補正予算（第3号）」は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億4,700万3,000円を追加し、予算の総額を149億9,117万2,000円とするものでございます。

歳出からご説明をいたします。

第2款「総務費」は、9,916万円の追加であります。

第1項「総務管理費」、第1目「一般管理費」は、地方公務員の定年延長に係る例規の整備に伴う委託料の追加です。

第5目「財産管理費」は、姫漁港背後ののり面対策工事費の追加です。

第6目「基金管理費」は、令和2年度の繰越金を財源として、公共施設等総合管理基金への積立金の追加です。

第14目「交通対策費」は、バス停修繕費の追加のほか、予約制乗合タクシー運行費において、宇出津総合病院発のおかえり便の増便に伴い補助金の追加でございます。

第15目「電子自治体推進費」は、コロナ禍における職員のテレワーク環境整備のため、宅内工事費の追加です。

第16目「有線放送費」は、有線放送施設の支障移設工事費の追加です。

次に、第3款「民生費」は、1,895万7,000円の追加であります。

第1項「社会福祉費」、第4目「老人福祉費」では、デイサービスセンターの指定管理料の追加です。

第5目「介護保険費」、第6目「国民健康保険費」は、特別会計への繰出金の追加です。

第2項「児童福祉費」、第1目「児童福祉総務費」は、学童保育事業において、本年4月から放課後児童クラブ「小木こども園すみれ組」が開設されたことに

伴いまして委託料の追加。また、放課後児童クラブの新型コロナウイルス感染症対策に係る国庫補助事業の追加及び保護者との情報共有や相談支援等をオンラインで行うICT化推進事業費を新たに追加しました。

また、私立認定こども園費においては、新型コロナウイルス感染症対策に係る国庫補助事業費を新たに追加しました。

第3目「児童福祉施設費」は、こどもみらいセンターの遊具の経年劣化が見られることから、有資格者による点検業務を新たに追加しました。

第4款「衛生費」は、新焼却処理施設整備事業において起債対象事業費の増に伴い財源の調整を行いました。

第6款「農林水産業費」は、1,271万7,000円の追加であります。

第1項「農業費」、第2目「農業総務費」は、農業総務事務費において会計年度任用職員に係る所要経費の追加です。

農業施設管理費においては、鮭尾地区営農飲雑用水施設の設備修繕工事費の追加です。

第3目「農業振興費」は、中山間地域等直接支払事業に係る実績見込みによる交付金の追加です。

第4目「畜産業費」は、能登牛PR振興事業といたしまして、新たに町内の保育所と小中学校の給食に能登牛を提供することにより、能登牛のPRや消費拡大を図りたいというふうに考えております。

第2項「林業費」、第2目「林業振興費」は、林道維持管理費において土砂や倒木撤去に係る機械借上料の追加と、林道往古線災害復旧工事における補助対象外の工事費の追加でございます。

また、林道整備事業では、林業専用道樽子山線の国庫内示に伴い事業費を減額しております。

荒廃地復旧事業では、五十里地内の人家裏山の崩壊対策に緊急自然災害防止対策事業を活用いたしたく、計画策定に係る必要な測量業務費の追加でございます。

第7款「商工費」は、1億1,000万円の追加であります。

第1項「商工費」、第3目「観光費」において、ほっと石川観光プラン推進ファンドの期間延長に伴いまして、前回と同額の貸付金を計上いたしました。

第8款「土木費」は、143万1,000円の追加であります。

第2項「道路橋りょう費」、第2目「道路橋りょう維持費」は、災害時において物資の輸送拠点となる道の駅「桜峠」の防災機能を強化するために、防災倉庫の整備費と備蓄する消耗品や備品購入費を追加しました。

第9款「消防費」は、300万3,000円の追加であります。

第1項「消防費」、第3目「消防施設費」において、松波分団の詰所を旧内浦

庁舎跡地に整備をするため、旧内浦庁舎の解体に係る実施設計費とアスベスト調査費を新たに追加しました。

第10款「教育費」は、173万5,000円の追加であります。

第1項「教育総務費」、第2目「事務局費」は、平成22年度に策定をいたしております能登町小中学校適正配置基本方針の改定に伴いまして、検討委員会に係る所要経費を新たに追加しました。

第4項「社会教育費」、第3目「公民館費」は、高倉公民館の浄化槽入替えに係る所要の経費の追加です。

以上、2億4,700万3,000円の財源といたしまして、歳入に、第14款「国庫支出金」、第15款「県支出金」、第19款「繰越金」、第20款「諸収入」、第21款「町債」を追加いたしまして、第18款「繰入金」の減額により収支の均衡を図りましたので、よろしく願いをいたします。

次に、議案第58号「令和3年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」は、保険事業勘定に210万1,000円を追加し、予算の総額を22億6,343万円とするものでございます。

その内容は、実績見込みによる出産育児一時金の追加です。

歳入において繰越金を追加し、繰入金の減額により収支の均衡を図りましたので、よろしく願いをいたします。

次に、議案第59号「令和3年度能登町介護保険特別会計補正予算（第1号）」は、4,618万8,000円を追加し、予算の総額を28億2,944万3,000円とするものでございます。

その内容は、制度改正に伴うシステム改修費の追加、介護給付費準備基金積立金の追加、そして令和2年度介護給付費等の精算に伴う国庫支出金等の追加です。

歳入で、「繰入金」と「繰越金」の追加によって収支の均衡を図りましたので、よろしく願いいたします。

次に、議案第60号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」は、新型コロナウイルスによる施設の防疫作業を緊急的に職員が行った際の手当を定めるほか、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第61号「能登町移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について」は、「過疎地域自立促進特別措置法」が廃止されまして、新たに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が制定されたことに伴いまして、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第62号「能登町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について」は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法を適用した固定資産税の課税免

除等を定めるため、制定をするものであります。

次に、議案第63号「能登町税条例の一部を改正する条例について」は、地方税法等の一部改正に伴いまして、個人町民税の非課税の範囲及び寄附金税額控除等について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第64号「能登町廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例について」は、内浦クリーンセンターの解体の完了に伴いまして改正を行うものであります。

次に、議案第65号「能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」及び「子ども・子育て支援法施行規則」の改正によりまして、保育所等の手続に関して、書面等によることが規定されているものについて、電磁的方法による対応も可能とする旨の規定条項を整理統合するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第66号「能登町立小・中学校教育環境づくり検討委員会設置条例の制定について」は、平成22年度に策定をいたしております小中学校適正配置基本方針の改定に向けて、教育委員会の附属機関として「能登町立小・中学校教育環境づくり検討委員会」の設置をするために制定をするものでございます。

次に、議案第67号「請負契約の締結について」は、令和3年度旧鶴川小学校解体工事におきまして、去る8月25日、制限付一般競争入札（事後審査型）を行いましたところ、8,745万円で、能登町字鶴川の須美矢建設株式会社が落札をいたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第68号「能登町過疎地域持続的発展計画の策定について」は、石川県過疎地域持続的発展方針に基づきまして、令和3年度から令和7年度までの5年間を期間とした能登町過疎地域持続的発展計画の策定に当たり、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」第8条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、認定第1号「令和2年度能登町一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第7号「令和2年度能登町病院事業会計決算の認定について」までの7件でございますけれども、令和2年度の一般会計及び国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計の3特別会計の歳入歳出決算並びに水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計の3企業会計の決算につきまして、地方自治法第233条第3項並びに地方公営企業法第30条第4項の規定に基づきまして、監査委員の意見を付して議会の認定をいただくものでござ

います。

なお、令和2年度の決算状況につきましては、別冊に配付の令和2年度主要施策の成果説明書の中でも決算額の概要について明記をしておりますので、よろしく願いをいたします。

以上、本会議に提出をいたしました議案等につきまして、その大要をご説明いたしました。議員の皆様におかれましては、慎重なご審議をいただき、適切なご決議を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（酒元法子）

以上で提案理由の説明が終わりました。

質 疑

議長（酒元法子）

日程第3、議案第57号から、日程第21、認定第7号までの19件についての質疑を行います。

質疑は大綱的な内容でお願いいたします。

質疑はありませんか。

1番 吉田議員。

1番（吉田義法）

補正予算でお願いいたします。

資料ナンバー3、補正予算書14ページ。

7款商工費、1項商工費、3目観光費、この中で1億2,000万円の補正がされております。先ほど町長からも説明ありましたけれども、石川県とのタイアップの事業かなというふうに思いますが、個人の貸付けではありませんよね。県とのタイアップの事業だというふうに思っておりますけれども、これについて少し説明していただきたいのと、町にとってこの貸付け、どういったメリットがあるのかということをお願いいたします。

議長（酒元法子）

田代ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長（田代信夫）

観光振興対策事業で、ほっと石川観光プラン推進ファンド、20節の貸付金で、石川県の石川県観光連盟に貸し付けるものであります。1億1,000万円。

この経緯と経過であります。石川県が平成28年3月に策定をしました、ほっと石川観光プラン2016、計画期間が平成28年度から令和7年度の10年間に、そこに掲げた施策を財源面から後押しするために、平成28年の9月に県内の19市町も協力いたしまして、総額200億円のほっと石川観光プラン推進ファンドを設置してございまして、各種の観光施策を実施してございまして。

本年9月に期限を迎えますファンドの運用益を最大限に確保するために、引き続きプランの残存期間であります5年間を延長し、県と市町が一体となって、今後来る国民文化祭、あるいは新幹線の県内の全線開通、また大阪・関西万博等を見据えた観光施策を実施することで、このプランに掲げてある目標があります。令和7年の観光入り込み客数を石川県内で3,000万人、外国人の宿泊者数を100万人の達成を目指すというふうにしたプランであります。

ファンドの規模ですが、現在も200億円を維持してございまして、その内訳としまして県が150億円、19市町で50億円、そのうちの当町では1億1,000万円の貸付けとなります。今回、県も市町も同じく、市町ですが本年9月の補正で対応するものとしてございまして。

このファンドの設置期間は、令和3年10月から令和8年10月までの5年間です。

一応、ファンドの経緯、それから規模であります。そういうふうなことであります。

町のメリットというよりも、石川県全下で外国人の誘客も含めて石川県内に観光誘客数を先ほど言いました3,000万人を目標にして、いろんなプランを立てているということです。重要施策としましては、新たな魅力づくりと満足度向上による石川ファンの拡大というものが大きくあります。その拡大を図るための、おもてなしの向上。それから、石川県ならではの魅力の発信。広域連携による県境を越えて富山県なり岐阜県、福井県とも一緒に周遊観光の促進をしていきたい。また、海外の誘客の促進も図っていきたい。観光振興を担う人材の育成も図りたい。最後に、交流基盤の整備と活用。陸上交通、あるいは航空の路線の活用、クルーズ船の戦略的な誘致。そういった石川県のプランに基づいて進めておるところであります。

運用益の実績でいきますと、大きくは海外誘客対策事業。それから、県内広域エリアの魅力づくりの対策。これは能登地域、あるいは能登の広域観光、加賀の広域観光、それから金沢の誘客強化という大きく3つに分かれております。能登のほうは、ご存じのとおり能登ふるさと博を開催して、SNSを活用した

フォトキャンペーン、あるいはスタンプラリー、こういったものを実施しております。昨年度はコロナ禍で中止にしておりますが、能登町での実施、このファンドで財源を使っておりますのは、あじさい花灯り回廊事業、能登町太鼓連響宵祭り事業、縄文真協遺跡・弓張月コンサート事業、酒蔵コンサート事業等を能登ふるさと博の枠組みの中で能登町の方々が利活用されておるといことです。それから、国内の誘客戦略につきましては、石川県の旅行商品のプロモーション、あるいは旅行商品のPR、そういったものにも使われております。以上であります。

議長（酒元法子）

1番 吉田議員。

1番（吉田義法）

これは全県挙げての観光事業ということでもあります。それと、あと私が所属しているような団体も、ふるさと博で補助金をいただいているようなので、観光業にとっては有効な施策なのかなというふうに分かりました。

以上です。

議長（酒元法子）

ほかにございませんか。

3番 馬場議員。

3番（馬場等）

今の件に関して、お願いいたします。

市町が50億負担と今説明されましたけれども、市町によって負担額は違うんですか。

それともう一つは、去年と今年、コロナ禍で、あまりそういう観光とかそういう事業というのはあまりなかったと思うんですけれども、これは毎年、1億1,000万というのは今回、毎年何かそういうお金を協賛するのか。そのことも一緒に説明ください。

議長（酒元法子）

田代ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長（田代信夫）

昨年はコロナ禍で、実施はしてないことはないですけれども、大幅に対策事

業費というものは運用されておらないというか少なくなっているのが現状です。毎年、県下全体で約1億4,000万ほど運用益を活用されておりますが、昨年度実績でいくと約7,000万の実績となっております。

これは先ほど冒頭に申しましたように、平成28年の9月にファンドを設置したということで、町は28年の時点に、町も借入れしまして、石川県自治振興基金の借入れをしまして、それを石川県に貸付けしている。その期間が本年9月で切れますので、一旦返してもらいます。返してもらったものを同額をまたその返してもらった翌日に貸付けする。そのための予算の計上であるということで、毎年1億1,000万じゃなくて、この1億1,000万は変わらないということでございます。

議長（酒元法子）

3番 馬場議員。

3番（馬場等）

この金額というのは市町に応じて違ったのかどうかだけ。

議長（酒元法子）

田代ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長（田代信夫）

市町に応じてではありますが、各市町どれぐらいという金額については、今把握はしておりません。

議長（酒元法子）

3番 馬場議員。

3番（馬場等）

それなら、また把握ができましたら、また教えてください。
以上です。

議長（酒元法子）

ほかにございませんか。

4番 田端議員。

4番（田端雄市）

補正予算の12ページ、3款民生費、児童福祉総務費の質問です。

先ほども町長からも説明がありました。小木で放課後児童クラブを今年の4月からスタートさせたということでありましたので、児童クラブをつくるときに何人おたらつくとかというのがあると思うので、それを踏まえてスタートしたと思うんですけども、4月1日にスタートしたのは何人でスタートしたのかということと、それから、場所はどこに設置してあるんですか。ちょっと教えてもらえますか。

議長（酒元法子）

西谷健康福祉課長。

健康福祉課長（西谷幸一）

小木保育園ですけども、まず施設の定員は25名で、現状進んでいるのは登録利用者ですけども15名ということで進んでおります。場所は小木保育園の園舎になっております。

以上です。

議長（酒元法子）

4番 田端議員。

4番（田端雄市）

25名定員で、現在15名からスタートしたということですね。何人になったら駄目とかというのはあるんじゃないですか。少なかったらというのはないのか。

健康福祉課長（西谷幸一）

すみません。最低の人数というのは、ちょっと私、現在資料を持ち合わせておりませんので、また後でご説明したいと思います。

4番（田端雄市）

いいんですけど、私言いたいのは、せっかくしたものだから、多少人数が減ったとしても、しっかり持続できるように持って行ってほしいということで質問しました。また後で調べておいてもらえばいいと思います。

議長（酒元法子）

ほかに。

11番 向峠議員。

11番（向峠茂人）

補正予算書の13ページですか、3日の全協に、農林水産業費で2日の農業総務費、農業施設管理費で、3日の全協の説明では、現在、ほ場整備事業が6地区と聞いています。その6地区の地域名、予算額。

課長、早急に分かなければ、後でまた文書で頼む。通告しておけばよかったです。

議長（酒元法子）

向井農林水産課長。

農林水産課長（向井豊人）

すみません。事業費まで今さっと言えないので、しばらくお時間ください。すみません。

11番（向峠茂人）

事業費までとなれば時間がかかるというのなら、後でまた提示していただければ結構です。

それと、6地区ですか、随時工事が完了したら、また申請されている地区があったら、それを併せて提示していただければ。よろしいですか。

議長、以上です。

議長（酒元法子）

よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（酒元法子）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

常任委員会付託

議長（酒元法子）

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第57号から議案第68号までの12件について、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (酒元法子)

異議なしと認めます。

よって、議案第57号から議案第68号までの12件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

議長 (酒元法子)

日程第22、「決算特別委員会の設置及び委員の選任について」を議題といたします。

認定第1号から認定第7号

議長 (酒元法子)

お諮りします。

認定第1号「令和2年度能登町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第7号「令和2年度能登町病院事業会計決算の認定について」までの7件については、能登町議会委員会条例第6条の規定により、6人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して、審査することにしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (酒元法子)

異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第7号までの7件は、6人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して、審査することに決定いたしました。

決算特別委員会の委員の選任

議長（酒元法子）

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第4項の規定によって、議長が指名することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（酒元法子）

異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員は、議長において指名することに決定いたしました。それでは、指名いたします。

1 番 吉田 義法 議員

2 番 堂前 利昭 議員

4 番 田端 雄市 議員

5 番 金七祐太郎 議員

7 番 市濱 等 議員

8 番 小路 政敏 議員

以上の6人を指名します。

お諮りします。

以上の6人を、決算特別委員会の委員とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（酒元法子）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました6人が、決算特別委員会の委員に決定いたしました。

休 憩

議長（酒元法子）

ここで、しばらく休憩します。

休憩中に、全員協議会室で、決算特別委員会を開き、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

他の議員、執行部は自席にて待機願います。(午前10時40分)

再 開

議長(酒元法子)

休憩前に引き続き会議を開きます。(午前10時51分再開)

田代ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長(田代信夫)

先ほどの馬場議員のご質問ですが、ファンドの市町の資金の算出は、まずは均等割が25%です。それぞれの市町で25%。全体の25%。それから人口割が25%。それから、その市町の観光入り込み客数、これが50%。この比率で、それぞれの市町の資金を、貸付金を決めているということで、よろしいですか。

3番(馬場等)

ありがとうございます。それは、いつの時点になりますか。

議長(酒元法子)

田代ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長(田代信夫)

これは平成28年の算出したときの資金内訳になります。

議長(酒元法子)

西谷健康福祉課長。

健康福祉課長(西谷幸一)

先ほど田端議員さんからご質問ありました、何人以下なら中止になるかというような基準ですけれども、制度上は1名以上でも、開所日数等、基準を満たしておれば開所はできます。ただし、その人数に応じて補助金等が当然減額されてきますので、実施されているところが民間ということがありますので、採算が取れるかということに最後はかかってくるかなというふうに思っております。

議長(酒元法子)

4番 田端議員。

4番（田端雄市）

なおさら、しっかり維持していけるように、行政の町のほうからしっかり保護者にも対応しながら、持っていかれるようにしてください。

議長（酒元法子）

よろしいですか。

向井農林水産課長。

農林水産課長（向井豊人）

農林水産課から、先ほどの向峠さんのご質問にご回答します。

現在、ほ場整備は12地区予定されていまして、2つ区が終了しております。6地区の内訳でございます。まず1つ目が天坂、久田地区です。全体事業費が8億8,000万。2つ目に柳田中央第2というところで、重年上谷地区です。事業費が4億9,000万。それから、瑞穂地区です。これは西安寺、院内町、八ノ田で、事業費は6億5,700万です。それから4つ目が大箱地区です。事業費は1億5,000万。5つ目が十郎原です。これは事業費が3億1,700万。6つ目が瑞穂第2ということで、木住、三田地区です。事業費は3億2,000万です。後で一覧表をお届けしたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（酒元法子）

11番、向峠議員、よろしいですか。

決算特別委員会正副委員長互選報告

議長（酒元法子）

それでは、委員会条例第9条第2項により、休憩中に決算特別委員会で互選されました委員長及び副委員長をご報告いたします。

決算特別委員会委員長に、5番 金七祐太郎 議員

副委員長に、4番 田端 雄市 議員

以上であります。

これで、決算特別委員会委員長、副委員長の互選結果の報告を終わります。

休会決議

議長（酒元法子）

日程第24、「休会決議」を議題とします。

お諮りします。

委員会審査等のため、9月7日から9月14日までの8日間を休会としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（酒元法子）

異議なしと認めます。

よって、9月7日から9月14日までの8日間を休会とすることに決定いたしました。

次会は、9月15日午前10時から会議を開きます。

散 会

議長（酒元法子）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

散 会（午前10時56分）

開 議 (午前10時00分)

開 議

議長 (酒元法子)

ただいまの出席議員数は14人で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

あらかじめ本日の会議時間を延長しておきます。

一般質問

議長 (酒元法子)

日程第1 一般質問を行います。

一般質問の形式は一問一答方式とし、質問者の持ち時間は答弁の時間を含まず30分以内となっておりますので、よろしくお願ひいたします。また、質問の回数は質疑と同様に原則として一つの質問事項に対し3回までとなっておりますので、遵守されますようお願いいたします。なお、関連質問においても申合せ事項により原則として認められておりません。

それでは、通告順に発言を許します。

3番 馬場議員。

3番 (馬場等)

皆さん、おはようございます。

それでは、通告に従い一般質問を始めます。今回も盛りだくさん用意しておりますので、早速始めたいと思います。

今回は3つのテーマについて質問を行います。1つ目は小中学校でのオンライン授業について、2つ目は新型コロナワクチン接種での貸切りバスの運行について、3つ目は能登町公共施設個別施設計画(素案)についてです。

それでは、1つ目の小中学校でのオンライン授業について質問を行います。

現在、日本では、新型コロナウイルスの主流となっているのはデルタ株です。デルタ株は感染力が強く、10代以下の子供たちにも感染が広がっております。能登町では、12歳以上の子供たちは8月いっぱい1回目のワクチン接種が終わったと聞いております。現在、日本では12歳未満の子供たちはワクチン接種は行われておりません。小学生の子供たちのほとんどはワクチン接種を行っていないということになります。9月1日より能登町において2学期が始ま

り、子供たちへの感染が心配されております。

8月31日付の北國新聞朝刊によると、県内の小中学校で2学期に新型コロナウイルスの感染拡大で臨時休校となった場合に、オンライン授業を行う方針だとしているのは金沢市、白山市、加賀市、野々市市、羽咋市、内灘町、志賀町、宝達志水町の8つの市町でした。私は、能登町は他の市町よりもオンライン授業への準備はできていると思っておりました。既に小中学校の生徒には1人1台のタブレット端末が配付され、高速でのネットワークの環境も整備され、そして先生方の研修も行われていると聞いておりました。新聞に名前がなかったのは非常に残念でした。

そこで確認したいと思います。能登町の小中学校では、2学期、新型コロナウイルス感染拡大により臨時休校となった場合、オンライン授業を行うことは可能ですか。お答えください。

議長（酒元法子）

眞智教育長。

教育長（眞智富子）

それでは、馬場議員の質問にお答えいたします。

臨時休業時のオンライン授業については、Wi-Fi設備が整備されたご家庭において、自宅での実施が可能となっております。ただし、今年6月に調査を行ったところ、約7%のご家庭ではWi-Fi設備が未設備でありました。自宅で実施が困難な児童生徒は、臨時休業時ではありますが、各学校に登校しオンライン授業等を受ける計画としておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

議長（酒元法子）

3番 馬場議員。

3番（馬場等）

今ほどの答えで、オンライン授業は可能だと。7%の子供たちの家庭にはWi-Fiが設備されていない。その子らは学校に来ていただいでできるということだと思います。一応可能だと聞いて安心いたしました。

私は、新聞を見たときに、なぜ能登町はと一番先に思いまして、次の回答として、オンライン授業を行うかどうかは学校の判断に任せると答えてありました。なぜオンライン授業が一応できるというのに、それを各学校の判断に任せ

るというふうな回答をされたのか。そこを教えてほしいのと、それと、今の質問と次の質問。次の質問は、オンライン授業をもしやった場合に、それが授業時数、要するに出席時間というか授業時間としてカウントされるのかどうか。それがオンライン授業をやるかやらないかにちょっと関係があるかなと思いますので、一緒に2番と3番と答えていただければいいかなと思います。お願いいたします。

議長（酒元法子）

眞智教育長。

教育長（眞智富子）

それでは、お答えいたします。

現在、各学校で感染者が確認された場合は、一旦速やかに臨時休業し、保健所の調査への協力、指導による消毒を実施し、各学校を安心な形で早期に再開することとしております。

現状でのオンライン授業の可否につきましては、児童生徒の発達段階、状況などを的確に判断する必要があり、また各学校の教育課程の編成は校長が行っていることから、各学校の判断といたしました。ただし、臨時休業等が昨年度のように長期間となるような場合には、町として講じる措置の下、オンライン授業にも取り組んでまいりたいと考えております。

また、学校が臨時休業となる期間は授業日数には含まれず、この間に実施されるオンライン授業は授業時数としてはカウントされません。ただし、文部科学省からの通知により、オンライン授業での学習内容が児童生徒に定着していれば、改めて対面指導を行わないことは可能とされております。そのことを指導要録の学習の記録にも記載し、オンライン授業の実施としてすることとなっておりますので、ご理解お願いいたします。

以上です。

議長（酒元法子）

3番 馬場議員。

3番（馬場等）

ありがとうございます。子供、特に低学年はなかなか慣れないということで、短期間の場合は各学校の判断に任せるということで、昨年のような長期間になった場合は一応オンライン授業を行う方針だとの答えだと思います。

それと、オンライン授業を行っても授業時間としてカウントされないのだけ

ど、オンライン授業が要するに知識がちゃんとそのように備わったという判断がされれば、後で対面授業をしなくてもオーケーということになりますね。そういう説明だったかと思います。

やっぱり大事なことは、平時から、普通からオンライン授業に慣れておくことが大事かなと思います。

今、2番と3番を一緒に答えていただいたものですから、事前に議長と執行部の方に3番目を新たに行うということを知りを受けておりますので、このまま続けたいと思います。

今後10年から20年で半数近くの仕事が自動化される可能性が高いとか、子供たちの多くは将来今は存在していない職業に就くとも言われております。国が進めるGIGAスクール構想は、新型コロナウイルス感染症により前倒しされ、学校のICT化が加速しております。能登町の小中学校において、今後どのようにオンライン授業をはじめとするICT化に取り組むのか、お答えください。

議長（酒元法子）

眞智教育長。

教育長（眞智富子）

今年の4月現在で、全国の96%の公立小中学校で1人1台端末の利用を開始しております。当町では、昨年11月から本格的な運用を行っております。県内でも早期の運用を図り、現在ではいろいろな場面で端末を活用しております。

議員ご指摘のとおり、ICT化の進歩は日進月歩であります。ただ、教育においては、国が進めておりますGIGAスクール構想として、これまでの教育実践の蓄積の上に最先端のICT教育を取り入れることにより、児童生徒の活動の一層の充実と主体的で対話的で深い学びの視点から授業改善をしていくことを目指しております。町としましても、基本的に国の方針に準拠し、教育実践の不易と流行を大切に子供たちの学びを保障していきたいと考えています。

今後は、教科書のデジタル化や、オンラインで外国とつながりコミュニケーションの幅が広がるなど、ICT活用の工夫次第で教育活動は無数の可能性を秘めていると思っております。学校現場においても、子供たちの多様性を広げるために、教職員一丸となり効果的な活用に取り組んでいくことが肝要です。

今後も国の動向を注視しながら、先進地の実用例や近隣の市町の状況など学校現場に最新の情報を提供し、ICTの有効な活用に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

議長（酒元法子）

3番 馬場議員。

3番（馬場等）

丁寧なお答え、ありがとうございました。

子供たちが社会に出る頃は、今よりもさらに世界はグローバル化が進んでいると思います。能登町においては、オンライン授業の取組をはじめとしたICT教育の取組を、平時からいろんな機会を捉え、積極的に行うことをお願いいたしまして、次の質問に移ります。

次の質問は、新型コロナワクチン接種における貸切りバス運行についてです。

令和3年5月末現在、北陸信越運輸局調べによると、石川県内で貸切りバスを使った取組を実施したのは、志賀町、ここはコミュニティバスを活用して65歳以上高齢者の接種会場までの輸送を実施。穴水町、貸切りバスを活用して個別接種の高齢者の輸送を実施。中能登町、コミュニティバスを活用して高齢者の輸送を実施。津幡町、町所有のマイクロバスを活用して高齢者の輸送を土日、実施。白山市、貸切りバスを活用して高齢者の輸送を実施。羽咋市、コミュニティバスを活用して高齢者の輸送を実施。加賀市、貸切りバスを活用して接種会場までの輸送を実施。そして能登町、貸切りバスを活用して接種会場までの輸送を実施となっております。

実際に能登町で対象となったのは75歳以上の高齢者で、公立宇出津総合病院で接種を受けた人だけでした。能登町を除く市町は、高齢者、65歳以上が対象で、接種会場もどこそこというふうに限定されているようには書かれておりませんでした。

では、お聞きします。なぜ能登町は貸切りバス輸送の対象者を75歳以上の高齢者とし、接種会場も公立宇出津総合病院だけに限定したのか、お答えください。

議長（酒元法子）

西谷健康福祉課長。

健康福祉課長（西谷幸一）

それでは、馬場議員のご質問にお答えします。

75歳以上の宇出津総合病院での接種者だけ無料の貸切りバスをなぜ運行したのかというご質問ですが、今回のワクチン接種に関しましては、町内開業医の皆様との協議により、開業医のほうで基礎疾患で定期的に受診されている方

は開業医で接種を行うこととなりました。

そこで、開業医に定期的を受診されている方は、交通手段が日頃から確保されているという判断がまずあります。そして、宇出津総合病院では、ふだん宇出津総合病院以外へ通院されている方も対象とした接種のため、移動手段が確保できない方も多いのではと予測し、また、重症化しやすいと言われている高齢者で、身体能力が特に低下しやすい75歳以上の方を対象として無料バスを運行することといたしましたので、ご理解をお願いいたします。

議長（酒元法子）

3番 馬場議員。

3番（馬場等）

今ほどの回答ですが、実は、かかりつけ医で定期的を受診している方は、交通手段が日頃から確保されているとの町の判断ですが、免許や車を持たない人は開業医での、かかりつけ医ですね、通常の診療の場合には、路線バスの時間に間に合わせて診察が受けられます。例えば午前中のバス便に乗って、お昼1時ぐらいのバスで帰ってくるというふうに。ところが今回のようにワクチン接種が予約、しかも夕方何時というように時間を決められた場合、それに間に合う路線バスはありません。そのときはどうするかというと、家族が何とか時間の都合をつけて送迎するか、今回聞いたのは、あとは2回とも往復タクシーを使って接種を受けた。そういう、かかりつけ医の平生の診察の時間とどうしてもワクチンを予約で打つ場合の時間がずれる。そうすると、それに合った公共交通がないということで、家族なりタクシーなりを使って負担があったというところも事実です。

それを考えるならば、75歳以上の人で同じワクチンを打つのに、片や無料バス、片や有料タクシーを使わなければならないというのは、町がいつも言う公平性は保てないと思っております。

次に、今回、貸切りバスによる運行実績についてお聞きします。

貸切りバスを利用された75歳以上の方で、公立宇出津総合病院で接種された方の人数、75歳以上の対象者の中での比率、バスの借り上げ費用、また、その財源は何を使ったのか、教えてください。

議長（酒元法子）

西谷健康福祉課長。

健康福祉課長（西谷幸一）

それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の貸切りバスの利用人数、75歳以上の人口での比率、借り上げ費用、財源についてですけれども、まず、貸切りバスの運行回数ですが、2回の接種ごとに15回で計30回となります。利用予約人数は216人で、延べ432人であり、1回の平均で14.4人です。75歳以上の接種券発行者4,193人のうち5.15%の利用でした。

借り上げ費用につきましては、石川県バス協会へ委託料として148万9,400円を支出しております。財源は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金、国庫100%を活用しておりますので、よろしく願いいたします。

議長（酒元法子）

3番 馬場議員。

3番（馬場等）

確認しますと、75歳以上の接種券発行者4,193人。そのうち216人が利用。比率は約5%強。バスの借り上げ費用は148万9,400円。財源は厚生労働省の補助金である新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費を使ったとのことですね。町の持ち出しはなかったと思います。

また、使える財源としてはもう一つ、内閣府の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金も、もしあれば使えたかなと思います。

そういうことで、町の負担とはならなかったというのであれば、やはり広く75歳以上なら75歳以上の皆さんにそのサービスができるような体制にすべきだと思います。

そうはいつでも、2月に国のワクチン接種事業が始まり、短期間で接種体制を整えなければならなかったことで、職員の皆さんや医療関係者のご苦労も大変だったと思います。まして能登町においては、3月に町長選挙もあり、所管の課長がいなかったことも少しは影響があったかなと思います。

今回の反省点、課題なども踏まえ、今テレビ等でも3回目のワクチンに関する話が出ております。3回目のワクチン接種の可能性もあると思いますので、そのときは国や県の補助金などをうまく利用して、今度は65歳以上の高齢者一律に、貸切りバスの活用や能登町にあるデマンドタクシーの利用、それとタクシー券やタクシー以外にも使える商品券などを補助すれば、高齢者及びその家族の負担を軽減するとともに、タクシー事業者の応援にもつながると思いますが、町としての考えをお聞かせください。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

それでは、町では、4月上旬に高齢者に接種の案内をいたしております。タクシーの利用につきましては、先ほどの新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金という中のメニューでは補助対象外でございまして、同事業で補助対象のあるバス運行というのを行ったということでございます。

今回のバスの運行で、課題はいろいろございましたけれども、現状の今回の実施方法で高齢者の接種率というのは9割を超えているということからも、一律にタクシーの券や商品券の配付の必要性は低いというふうに考えております。

また、3回目の接種につきましては、まだ何も決まっております。国からの方針も出ていませんので。ただ、実施されるということになれば、今回の課題を解決し、バスのルートや時間帯などの改善に努めていきますので、ご理解を願います。

議長（酒元法子）

3番 馬場議員。

3番（馬場等）

一応結果的に九十何%の接種ができたので、よかったじゃなくて、中身を見ると、私がさっき述べたように、家族の負担とか、それから有料タクシーを使って、自分の命に代えられないものですから皆さん接種に来られたと思うんです。そういうところももう一度考えてみていただきたいと思います。3回目のワクチン接種があったときには、ぜひよろしく願いいたします。

そしたら、最後の質問になります。

能登町公共施設個別施設計画（素案）についてです。

この計画は、まだ素案の段階で、策定は令和4年1月の予定となっております。7月8日に議会向けに素案の説明会が開かれました。町民の皆さんには、7月から10月までの4回に分けて広報のとに連載されています。私たちの身近な施設である集会所、公民館、体育館、学校から公園施設やトイレなど、町の全ての公共施設の現状と課題、そして今後の公共施設に対する基本方針と方向性について書かれています。まだ素案の段階ですから、町民の皆さんにはぜひ自分ごととして、いま一度連載を読んでいただいて、ご意見などありましたら今のうちにぜひ町のほうに上げていただきたいと思います。

今回、私が一般質問で取り上げるのは、個々の施設についてはありません。

今後の公共施設に対する修繕、更新の対応方針についてです。

能登町公共施設個別施設計画を他の自治体の個別計画と比べてみました。能登町の修繕、更新の対応方針は、従来どおりの老朽化による不具合が生じた後に修繕、更新を行う事後保全の対応方針となっております。能登町の厳しい財政状況下では、老朽化した公共施設を全て従来のやり方で、30年で大改修、60年で建て替えは無理があります。素案に書かれているとおりです。

国は平成25年11月に、インフラ長寿命化基本計画を示し、新しくつくることから賢く使うことを重点化しております。長寿命化を図る施設を計画に組み入れることにより、全体として財源の削減、平準化ができるとしております。

ちなみに、長寿命化を図るためには予防保全型という管理方法があります。簡単に説明すると、損傷が軽微である早期段階から機能、性能の保持、回復を図るために修繕などを行う予防的な保全のことです。

今回作成された能登町公共施設個別施設計画の素案を見る限りでは、長寿命化、予防保全という言葉はあるものの、実際に計画に反映されているようには思いません。

そこで、お聞きします。今回の公共施設個別施設計画に上がっている施設において、従来型の事後保全を行う施設と長寿命化の予防保全を図る施設との区分はされているか、お答えください。

議長（酒元法子）

諸角企画財政課長。

企画財政課長（諸角勝則）

個別施設計画における施設の保全に関するご質問であります。個別施設計画の素案におきまして、6章、計画の推進方策の中で、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組むと記載しています。

当町におけるこれまでの施設保全は、不具合が生じてから修繕等を行う対症療法的な事後保全がほとんどでありました。事後保全は、建物寿命を短くするだけでなく、修繕等の費用が増大するなど財政的にも大きな影響を与えるほか、突発的な事故によって利用者が危険な状態になることも想定されます。

建物を安全かつ良好な状態に保つためには、予防保全の考え方を取り入れ、予防的な処置を施すことで施設の不具合を未然に防ぐ必要があります。また、施設の長寿命化によりまして、結果的に施設のライフサイクルコストが縮減することとなります。

個別施設計画では、予防保全の方向性を取り入れておりますが、施設ごとに予防保全、事後保全の区分をしておりません。保全に対する基本的な考え方や取組方策等につきましては、本年度実施している能登町公共施設等総合管理計画の改定作業の中で整理してまいりますので、ご理解願います。

議長（酒元法子）

3番 馬場議員。

3番（馬場等）

今ほど回答をお聞きしておりまして、そういう考え方はちゃんと書いてあるというんですけれども、実際的に計画には落とし込んでいないということだと思います。

ちなみに、新潟県見附市の公共施設個別施設計画の事例で見ると、200平方メートル以上の同じ建物において、従来のやり方である事後保全の場合と長寿命化のやり方である予防保全の場合の2パターンの試算をしてあります。比較してみたところ、予防保全を図る場合のほうが今後40年間で約43%のコストを削減できる結果となっております。

今回の能登町公共施設個別施設計画で試算された毎年の必要額19.1億円は、従来の事後保全型だけで試算されたものだと思いますが、保存優先度の高い建物を長寿命化にするなどして、従来のやり方と組み合わせることにより、新潟県見附市の事例のように毎年の必要額がかなり削減でき、財政負担の低減化と平準化も図れると思いますが、いかがですか。町としての考えをお聞かせください。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

それでは、今回、個別施設計画の素案でお示しいたしました毎年の更新費用額19.1億円というのは、全ての公共施設を築30年目に大規模改修、そして60年目に建て替えるというものとして、今後20年間の必要額を試算したものでございます。この金額は、あくまでもシミュレーション上の数値でございまして、実際やるとなれば、19.1億円より高い場合もありますし低い場合もあります。そして、その年度ごとにも上下するというふうに思っております。

計画の中では、施設の再編を具体化するものではなく、20年後を見据えて

個別施設ごとの今後の統一した方向性を示したものでございまして、この方向性を基に全庁的に公共施設をマネジメントすることによって、改修、修繕、更新費用の平準化、そして維持管理費の縮減を図っていきたいというものでございます。

先ほど担当課長が説明したとおり、今後は予防保全の考え方を取り入れることとしてございまして、予防保全の実施によって施設の長寿命化を図り、そして財政負担の平準化、縮減につなげたいと考えておりますので、ご理解願います。

議長（酒元法子）

3番 馬場議員。

3番（馬場等）

今後そのような方向性も言っていましたので、ぜひしっかりと計画に落とし込んで、事後保全型と、それから予防保全型の施設を分けて、それぞれにおいて組み合わせて、うまいこと財源の低減と平準化を図っていただきたいと思っております。

最後に、ちょっと自分の思いを一言だけ述べたいと思っております。今回は個々の施設については取り上げないと言いましたが、一つだけ、学校という施設に対する私の意見を少し述べたいと思っております。

学校の再編については、教育環境の適正化という観点から、9月議会でも設置の議案が提出されている能登町立小中学校教育環境づくり検討委員会で真剣に討議を重ねてほしいと思っております。

今回、能登町公共施設個別施設計画作成のため、町は視察先として選んだ富山県南砺市は、学校施設だけの南砺市立学校施設個別施設計画を策定しております。文部科学省の学校施設整備基本構想の在り方を踏まえ、学校施設の目指すべき姿として、1番目、安全性、災害時の拠点としての機能を備えた施設。2番目は学習活動への適応性、誰もが快適に利用できる施設。3番目、地域の拠点化、他の公共施設との複合化を視野に入れた地域に開かれた施設。3本柱を基本とし、学校施設の長寿命化に向けて老朽対策や時代のニーズに対応した学校施設の整備を行うとしております。

残念ながら能登町においては、能登町立学校施設個別施設計画は作成されておられません。今回、7月8日の議会に対する説明会を受けて、意見があればということで幾つか私も町のほうに意見を出しました、文書で。その内容を簡単に言うと、学校施設の削減計画について、将来的に子供の数が減るからといって安易に小中学校の床面積を35%削減するという計画はおかしいんじゃないかというのを文書にして出しました。

町からの回答は、次のようなものでした。学校施設を35%削減する理由として、学校施設の削減を無視し、ほかの施設削減にしわ寄せが行けば、計画が形骸化してしまうことから、シミュレーションでは学校施設の削減面積として総数の35%、1万5,616平米を自動的に算出したとの回答でした。回答としてはあまりにも根拠が乏しく、残念としか言いようがありません。

私が言いたいのは、学校施設は子供たちがいなくなるから削減するというのではなく、学校は地区の中核施設であります。南砺市が施設の目的、目指すべき姿として3本柱を基本とするように、能登町も長寿命化の図れる学校施設であれば、これからも地区の複合施設や多機能施設として、また、ほかの削減された施設の受皿として使っていくというような目指すべき姿を示してほしいと思います。

そのためには能登町立学校施設個別施設計画の策定が必要であり、計画の策定に当たっては、地区の人たちと話し合う場を町のほうから積極的に持ってほしいと思います。能登町立学校施設個別施設計画を策定し、教育環境の適正化という観点から学校再編について考える能登町立小中学校教育環境づくり検討委員会での答申とも整合性を図りながら、学校施設整備を計画し実行することを強く願って、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（酒元法子）

以上で、3番 馬場議員の一般質問を終わります。

それでは次に、1番 吉田議員。

1番（吉田義法）

おはようございます。

質問に入る前に、少しだけ話をさせていただきます。

7月23日から9月5日までの期間、東京都を主会場に、第32回オリンピック競技大会、そして東京2020パラリンピック競技大会が開催されました。開会間際、新型コロナウイルスの感染者が再び増え始め、開催期間中は第5波の真ただ中となったため、開催について賛否両論ありましたが、私は先進国である日本だからこそ開催すべきだと考えていました。実際に開催できたことは、選手にとっても国民にとってもよかったと考えています。

今から遡ること37年前、私が13歳、中学1年生の夏でありました。1984年にロサンゼルスオリンピック大会が開催されました。その前回に開催された1980年のモスクワ大会は、アメリカなどとともに日本はボイコットしたため、オリンピックについての知識や情報を得ることができませんでした。

そのため私の年代では、ロサンゼルス大会がオリンピックの初めての記憶となった方が多いと思います。

この大会で男子陸上競技100メートル、そして200メートル、走り幅跳び、4×100メートルリレーで4冠を達成したスーパースター、アメリカのカール・ルイス選手は、輝かしい姿を見せていただいたというふうに思っております。また、男子柔道無差別級日本代表の山下泰裕選手は、2回戦で右ふくらはぎの肉離れを起こしましたが、足を引きずりながらも決勝戦で一本勝ちした姿に感動したのを鮮明に覚えております。

そのときの私と同じように、今大会においても多くの小中学生の皆さんも何かしら心に残るものを得たと考えております。例えば、石川県出身の川井姉妹がレスリングでともに金メダルを獲得したことや、同世代のスケートボード女子パークで優勝した四十住さくら選手や準優勝の開心那選手の活躍には刺激を得たことだろうと思います。また、決勝戦で破れはしたものの、男子車椅子バスケットボール競技ではコート内を縦横無尽に駆け抜け躍動する選手たちの姿には感動と可能性を感じたことだろうと思います。もし開催していなかったら、このような感動を得ることはできなかったのです。小学生の皆さんにとっては大変印象的な夏となったと考えております。

まだコロナ禍は続くと思いますが、確かな知識と情報を持ち、安全に努めることを大前提に、何でも縮小や中止とせず、能登町でできることをしっかりと見極めて取り組んでいかなければならないと考えております。

それでは、通告のとおり3点質問します。

最初に、新型コロナワクチン接種状況について質問します。

6月議会でも新型コロナウイルス関連の質問をしました。その際、第4波は収まりつつある。県内の治療中の方は118人いると話しました。あれから3か月がたち、過去最大規模の第5波に見舞われ、石川県内では7月28日に1日の新規感染者としては過去最多の119人、全国では8月20日に新規感染者が2万5,873人となりました。

能登町においても、8月に入り10人以上の方が感染しております。一時、県内では1,000人近くの方が治療中でしたが、昨日現在で248人の方が治療中となっております。なお、町内在住で治療中の方は現在おりません。

第5波は、これまでと違い、デルタ株などの感染力が強いウイルスにより、瞬く間に若者を中心に感染が広がったようです。その反面、ワクチン接種が進んでいる高齢者の感染割合は低くなっていたように感じます。このことからワクチンの接種は新型コロナウイルスを収束させる重要な鍵の一つだと考えます。

能登町のワクチン接種状況を年代別に、対象者数、接種済人数、接種率、接

種しない人の割合などで示し、県内自治体と比較し、現況について説明をお願いします。

また、12歳から15歳の方や未接種の方、今年度中に12歳に到達する方でまだ11歳の方などの接種については、気になるところであります。接種計画を示していただきたいと思えます。

議長（酒元法子）

西谷健康福祉課長。

健康福祉課長（西谷幸一）

それでは、吉田議員のご質問にお答えいたします。

まず65歳以上の方ですけれども、7月31日で接種希望者の2回目の接種を完了しており、2回の接種完了者は7,516名で、対象者8,153人の92.2%でありました。16歳から64歳の方は、基礎疾患のある方を含め9月10日までで接種希望者の2回目接種が完了し、12歳から15歳の接種希望者は8月23日、24日に1回目の接種を行い、今まで何らかの理由により未接種で今回改めて接種希望があった方へは9月7日から9日にかけて1回目の接種を行っております。

8月31日現在のデータとなりますが、12歳から64歳の2回目の接種が終了した方は3,877人で、12歳から64歳の対象者7,335人のうち52.9%となり、12歳以上の対象者全体といたしましては、2回目の接種終了者は1万1,393人で、全対象者1万5,488人の73.6%となっております。

なお、接種を希望しないというお返事をいただいている方は全年齢を通しまして283人、1.82%おいでます。

また、県内で能登町の接種状況は他市町と比較してどうかということですが、当初は接種率が他市町よりも低いのではないかとというようなご指摘もございましたが、町内医療機関のご協力による日々の接種数の積み増しや集団接種の実施により、国がワクチン接種記録システム、一般的にVRSと言われているものですが、そちらから抽出し市町村へ提供したデータ上では、現在は県内でも比較的上位に位置している状況であります。

今後の計画といたしましては、9月13日、14日に12歳から15歳の方の2回目の接種、9月28日から30日に何らかの理由で今まで接種されていなかった方の2回目の接種を行い、10月、11月に12歳到達者や妊婦の希望者などの接種日を設けることとしておりますので、ご理解をよろしく願います。

議長（酒元法子）

1 番 吉田議員。

1 番（吉田義法）

順調に計画どおりワクチンが接種されておるといような説明を受け、安心をいたしました。

町はワクチンの接種を進める立場上、また庁舎や病院、学校などは多くの町民の方が利用することから、安全上、そこに勤務する町職員や医療従事者、教職員の方は既に接種されていると思います。健康上支障がない方は当然接種すべきだと考えますが、町は職員等に対して接種の推奨を行いましたか。また、管理上、職員等のワクチン接種状況を全体の割合のほかに病院や学校、福祉施設など所管別に把握しておくべきだと考えますが、把握していますか。差し支えがなければ接種率も教えていただきたいという思いです。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

ワクチンの接種でございますけれども、それは職場での感染防止、そして行政サービスを維持していくためには有効な手段でございます、推奨はいたしております。国の通知にも基づきまして、職員の職務専念義務の免除、また副反応があった場合の特別休暇の適用を行いまして、職員が接種しやすい環境を整えておるところでございます。

しかしながら、ワクチンの接種というのは強制できるものではなく、接種を受ける方の同意がある場合に限り行われるものでございまして、受けないことを理由として不利益な取扱いをすることは許されるものではありません。また、職場、職種ごとに接種状況の把握を目的とした調査、また接種率の公表というのは、未接種の職員に対しての強制、同調圧力になりかねませんので、把握及び公表は行わないことといたしておりますので、ご理解願います。

議長（酒元法子）

1 番 吉田議員。

1 番（吉田義法）

職員等の接種状況、私が申し上げておりますのは、把握は接種していない者を

探し出し、つるし上げるためのものではありません。例えば、学校教職員からクラスターが発生したとします。その場合、2回目の接種を終えていたのか、接種していない者がいたのかと必ず問われるはずです。これについても決して犯人探しをしているのではなく、ワクチン接種の効果を検証する上でのデータ収集として必要なために行われることだと思います。学校長や教育委員会がワクチン接種状況を問われて、自分の学校や町の教育現場の接種状況が分かりませんと答えた場合、保護者や町民の方はどのように感じるでしょうか。不安に感じると思いませんか。健康上、接種できない方はいると思いますが、町としては安全衛生上の観点から、基礎疾患がないなど低リスクと思われる職員等については接種を推奨するとともに、接種状況を把握しておくべきだと思います。

新型コロナウイルスについて、単なる風邪だとかインフルエンザと何ら変わらないと言う方がいますが、これは大きな間違いです。将来的にはその程度の病気として扱われるようになるかもしれませんが、今はインフルエンザの治療薬のようなタミフルなどの飲み薬のようなものではありませんし、風邪に対するような免疫力もありません。そのため新型コロナウイルス感染症は危険な病気であると認識するべきだと思います。

新型コロナウイルス感染症に関わる予防接種については、予防接種法の規定が適用されており、接種は強制ではありませんが、接種は受けるよう努めなければならない、いわゆる努力義務と呼ばれているものがあります。このようなことをしっかりと踏まえておかなければならないと思います。

当初、町内の高齢者に対するワクチン接種率は県内自治体と比較して低い水準でしたが、現在は順調に接種が進められ、人口が少ない点もあるかもしれませんが、接種率は上位に位置していると認識しています。しかし、まだ未接種の方がいますし、その中には接種することが不安で迷われている方がいると思われま

す。私も当初は接種することを迷いました。県外や町外の人が集まるような場所に行かなければいい。マスクや手洗いをしっかりしていれば大丈夫だ。また、接種しても3か月後には抗体が4分の1程度に減ってしまうのであれば意味がないのではないかと考えていましたが、変異株の感染力は強くなっていますし、県外は危険とか町内は安全であるとか、そういう問題ではなくなってきました。また、接種から数か月たっても抗体がゼロになるわけではありませんし、体は新型コロナウイルスを記憶し、免疫力をつけようとしております。

ワクチンの接種は、感染予防だけでなく、重症化や後遺症を防ぐ効果もあると言われております。また、自分が感染することにより、ほかの人へ感染させるかもしれないということから、私は接種することにし、2回目も終えており

ます。

このことから、未接種の方には正しいワクチンの有効性とリスクの説明をし、ワクチン接種の積極的な推奨を図るべきだと考えます。また、接種率は、町外の大規模集団接種会場で接種した方もしっかりと把握し、正確な数字を公表すべきだと考えます。

このことは、町民の皆さんが暮らしていく上での安心感につながると考えております。町の見解をお聞かせください。

議長（酒元法子）

西谷健康福祉課長。

健康福祉課長（西谷幸一）

それでは、ただいまの吉田議員のご質問にお答えいたします。

町では、接種券の発送時のワクチンに関する説明書の同封をはじめ、4月号広報紙から広報紙最終面でコロナウイルスワクチンの接種について情報の提供を行ってきております。また、最近ではテレビのCM、新聞広告や若者が多く利用する各種SNSなどでもワクチンについて情報が頻繁に提供されております。未接種者がワクチン接種の情報に何らかの手段によって触れる機会は現状では十分あるのではと考えております。

また、町は従来からワクチン接種の推奨を行ってきているわけですが、ワクチン接種はあくまでも本人の接種の希望、同意により行われるものでありますので、ご理解をお願いいたします。

なお、町外での接種者数の把握ですが、町外で接種された方については、接種した医療機関から接種費用の請求が国保連合会経由で町に請求されるため、人数の正確な把握までに二、三か月を要します。また、県の設置する大規模接種会場につきましても1週間に1度の頻度で予約者情報が提供されます。いずれの場合も時間差が生じますが、接種人数を公表する段階で把握できている人数は全て含めて公表しておりますので、ご理解をよろしくをお願いいたします。

議長（酒元法子）

1番 吉田議員。

1番（吉田義法）

町はワクチンの接種を推奨している。それは十分分かっておりますけれども、私を感じているのは、もう少し強く推奨したらいいのではないかなというふうに思っております。そのことが接種を強要しているように感じる方もおいでる

かも分かりませんが、そこは伝えようによってはうまく伝えられるんじゃないか。そういうふうに思っております。

ワクチンの接種が始まった頃、よく珠洲市と比較されました。なぜ珠洲市は県内でも先行してワクチンが接種できたのか。能登町も先行して接種したかったができなかった。これは地域の中心となる基幹病院がある自治体に限られたため、基幹病院に指定されていない宇出津総合病院は、そして能登町は対象外であったためでしたよね。言い訳のようになるかもしれませんが、これが事実ですから、こういった情報も周知することにより町民の方に納得していただくことができると考えます。今後も正しい情報をしっかりと伝えていただきたいと考えます。

次の質問に移ります。

中学校の再編について質問します。

近年は、著しい少子化により生徒数が減少しているに当たり、中学校の再編を図るべきだと考えます。この問題については、過去に3回質問しましたが、前向きな取組がなされませんでした。今回は、町長、教育長が替わり新体制となりましたので、改めて質問をさせていただきます。

能登町には中学校が4校あります。各学年2学級、全6学級の能都中学校が辛うじて小規模校となりますが、それ以外の3校は各学年1学級ずつ、全学級で3学級であります。5学級以下が過小規模校に分類されるということであり

ます。また、能都中学校も含めた全ての中学校の学級人数は30人以下であり、いずれも少人数学級であります。少人数であるメリットは、これも毎回お話しさせていただいておりますけれども、学習面では、目が行き届くため個々の苦手箇所の把握がしやすく、早期にウイークポイントを解決することができると言われております。生活面では、人間関係の結びつきが強固になることが挙げられます。一方、デメリットとして、学習面では、部活動や文化祭、体育祭などの活動で制約が生じやすくなることや、切磋琢磨する機会が少ないことが挙げられます。生活面では、人間関係が固定することで視野が狭くなることや、男女比が極端に偏ることでも制約が生じます。

このことを踏まえて、教育長が学校長であったときの能登町における小中学校適正規模、適正配置をどのように考えておられましたか。その考えの中で、教育長の職に就いてから変わったことはありますか。また、能登町立小中学校適正配置基本方針では、中学校の1学年当たりの適正規模を20人以上としていますが、その人数を複数年大きく下回る小木中学校の現状について、その見解をお聞かせください。

この質問は、教育長にこれまでの状況を否定させるためのものではなく、純

粹に教育のプロの考えを述べていただきたいだけであります。児童生徒の前で語るように、裏表なく、はっきりと分かりやすく答えていただきたいと思います。

議長（酒元法子）

眞智教育長。

教育長（眞智富子）

それでは、吉田議員のご質問にお答えさせていただきます。

能登町の小中学校は、議員がご指摘のとおり、文部科学省が定めております基準では小規模校あるいは過小規模校に当たります。子供同士の深いつながりや一人一人の実態に即した指導ができるという効果がある一方、人間関係の固定化や切磋琢磨する機会の減少、教員配置などについて課題があることは承知しておりました。

こうした課題を解決するために、平成22年度に能登町学校適正配置基本方針及び実施計画が策定され、取組が行われてきたものと思っております。以前も今も、行政が将来的に子供たちの学びを保障できるようにしていくことは大切なことだと考えています。

また、小木中学校の全校生徒数は現在23名です。先月の子ども議会での堂々とした発言や他校とのオンライン授業など、少人数ではありますが、生徒と教職員が一体となって日々工夫した教育活動を行っていると認識しています。令和3年度現在、基本方針等の策定から11年が経過しました。児童生徒数は平成22年度に比べると475人減少しております。

今、教育現場は、令和の日本型学校教育やGIGAスクール構想など大きな節目にあります。そこで、こうした社会情勢を踏まえ、このたび上程しております能登町小中学校教育環境づくり検討委員会を設置させていただき、町立学校の適正規模及び適正配置並びに教育環境の在り方について総合的に検討していきたいと考えています。

以上です。

議長（酒元法子）

1番 吉田議員。

1番（吉田義法）

もう少し突っ込んだ回答をいただきたかったなというふうに思います。でも誠実に答えていただいたかなというふうに思っております。

今議会に上程されました能登町小中学校教育環境づくり検討委員会の設置については、中学校の統廃合を前向きに考え、再編を図るためのものと期待しております。

能登町立小中学校適正配置基本方針及び実施計画が策定され10年以上が経過していますが、いまだに実施されていない計画があります。それは、平成26年以降に実施予定であった小木中学校の統合です。平成26年に鶴川中学校が能都中学校に予定どおり統合されました。前年の平成25年時の鶴川中学校の生徒数は41人でした。その当時、小木中学校は54人でしたが、ここ数年は30人前後で推移し、本年度は先ほど教育長もおっしゃいました23人です。

この状況で、計画を実施しないまま、一度も検討委員会を開催することも協議することもなかったことについて、副町長の見解を伺います。

また、このことを町職員時代、町長はどのように考えていましたか。町長においても純粋に正直な気持ちで答弁をお願いしたいと思います。

議長（酒元法子）

下野副町長。

副町長（下野信行）

それでは、吉田議員のご質問に対して答弁をさせていただきます。

学校の統廃合が必要か否かの検討は、まず先ほど教育長の話の中にもありましたが、児童生徒の教育環境の視点から考える必要があると思っております。しかしながら、当町の現在の少子化の進行状況から見ますと、統廃合ということは避けて通れないものと考えております。

そこで、平成22年に策定されました実施計画等がありますが、これまでは具体的に保護者の皆さん、あるいは地域の方々からの統合についての要望がなかったことから今日に至ったものと思っております。

また、本年度に検討委員会が再度立ち上がる予定でございますので、私の立場では、積極的に統合の適否について申し上げることは現段階で控えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

私の職員時代ということでございますけれども、職員時代は教育委員会部局

の職員ではございませんでしたので、そういう方針とか計画に対して発言するという立ち位置ではございませんでした。

個人的な意見を申し上げますれば、そういうものに関しては教育委員会として、その組織の中で議論されるものというふうに考えておりました。

議長（酒元法子）

1 番 吉田議員。

1 番（吉田義法）

副町長の答弁は、今までどおり、副町長を引き続き務めておいでますので、急に話が変わるのもおかしいかなと思います。

町長におかれましては、本当はもっと言いたいことがあるんじゃないかなと思いますけれども、立場上、言えないところもあるのかなというふうに察します。

ただ、部署を超えて、いいことも悪いことも言えるような町であってほしいなというふうに思います。それが大森町長の目指している町政ではないのでしょうか。

今年度の能都中学校の生徒数は143人、松波中学校が66人、柳田中学校が50人、小木中学校は23人となっています。能登町立小中学校教育環境づくり検討委員会が設置されたら中学校の統合を積極的に考えていただきたいと思います。その際、中学校での統廃合を考える際の基準となる1学年当たりや全校の生徒数を定め、基準を下回る中学校より順次、能都中学校に統合することを提案します。同時に、通学費負担やスクールバスの配置も求めます。

少なくとも次に統合する際には、地区住民感情を配慮し、町民の融合と調和のため、旧能都町の能都から能登町の能登へ、新能登中学校へと学校名を変更することが望ましいと考えます。検討委員会が設置されるということは、よい意味でこれまでと違うと考えています。町のその意気込みを力強く答弁で示していただきたいと思います。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

先ほどから同じような答弁になるというふうな感じになりますけれども、小中学校に関しましては、個別施設計画において、保有優先度Aの施設というふうにしてありますが、再編の方向性といたしまして、別途、再編等の検討が必

要というふうに記述しております。そのことから、先ほどから申し上げたとおり、本議会で提案している検討委員会において協議していただくということにしておりますので、ご理解願います。

また、学校名についてでございますけれども、中学校が町で一つになるという場合に、そのときに協議することが望ましいというふうに私は思います。

以上です。

議長（酒元法子）

1 番 吉田議員。

1 番（吉田義法）

全体を考えると、一つになるときというのが一番よろしいのかも分かりませんが、自分の地域の学校が統合されるというときに、吸収合併というような感じを受けないかなというようなことも思いますので、最初から能登町の名前で中学校を変更したらいいのじゃないかなと私は考えております。

このまま統合せずに4中学校が存続した場合、10年後のそれぞれの生徒数は能都中学校が103人、柳田中学校が43、松波中学校が35人、小木中学校が20人となります。これまでの10年と同じように、検討委員会は設置したがまた10年何もしなかったとならないように、子供たちのことを一番に考え、スピード感を持って取り組んでいただきたいと考えます。

最後の質問に移ります。

内浦総合運動公園内排水対策の進捗状況について質問します。

この質問に関しては、令和元年9月定例会議で一般質問しています。その際、町のスポーツ拠点であり、町内外の方を対象とした様々なイベントが開催される内浦総合運動公園内の内浦体育館周辺が毎年数日、大雨により浸水しているので、改善を求めました。それに対して、排水路の位置や高低、排水機能を調査し、有効な対策を判断するとのことでした。さらに後日、排水路の堆積物を撤去し、機能回復を図る予算を計上すると説明を受けました。

調査や堆積物の撤去は昨年度実施されているはずですが、その進捗状況について説明を求めます。

議長（酒元法子）

山下教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山下栄治）

それでは、吉田議員のご質問にお答えいたします。

内浦総合運動公園は、標高約1メートルの低地に位置しております。大雨または豪雨時には構内の道路などが冠水し、その際には利用者の皆様に大変なご迷惑をおかけいたしております。

このことから、令和2年度に排水路の構造や流域面積等から冠水に至る原因を調査いたしました。当該地区には、公園区域外、約54ヘクタールからの流入が集中することから、大雨または豪雨時の流出水量と排水路の流下能力について確認をいたしましたところ、流出水量が流下能力を上回っており、放流し切れなため排水路内の水位が上昇、そして路面にあふれ出すことが確認されました。

放流口は公園内に2か所あるんですけれども、その一部が海水面以下となっております。また、敷地の地盤沈下に起因すると思われる排水路の一部分での逆勾配も確認されております。また、このことが流下を阻害している原因であると推察されます。

同じ令和2年度におきましては、最下流部に位置する調整池で大量の土砂が堆積しており、流下阻害の一因となっていたことから、これを除去し流下能力の向上を図りましたので、ご理解願います。

議長（酒元法子）

1番 吉田議員。

1番（吉田義法）

今説明がありましたとおり、調整池の土砂撤去はされているようですが、私は構内の水路の堆積物、水路全体を撤去するというふうに考えておりました。そうでなければ機能回復ということにはならないんじゃないかなというふうに考えておりますので、速やかに残りの水路についても除去していただきたいというふうに思います。

また、浸水防止策として、排水路の分散や体育館前の道路や駐車場のかさ上げを提案しましたが、調査した結果、町の改善策は何か。それについても説明を求めます。

議長（酒元法子）

山下教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山下栄治）

末端の調整池等の堆積土砂は令和2年度に実施いたしました。その他の排水路等の堆積土砂につきましては、不具合のある箇所については現地確認を行い、

その解消に努めてまいりたいと思います。

また、区域外からの流入水の放流先などの変更は、そこに至るまでの宅地や農地、あるいは道路やその附属施設など広範囲に影響を及ぼすことから非常に困難であると言わざるを得ません。また、道路や駐車場等の部分的なかさ上げにつきましても、その地点の周辺において、かさ上げした容量分の水位上昇を招くことから、その効果は限定的であり、抜本的な解消とはなり得ないと思っております。

また、幸いにも今年度につきましても、令和元年6月下旬に発生したような冠水は現在確認されていません。今後も非常時のパトロールや、冠水が予想される場合は運動公園の臨時閉鎖などの対策を行うとともに、排水路の維持管理に努めまして、令和2年度に実施いたしました調整池の土砂撤去等による効果を検証してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

議長（酒元法子）

1番 吉田議員。

1番（吉田義法）

抜本的な改善策はまだないのかなというような感じであります。ただ、ほかの水路についても撤去する、調査するというものでありますので、まずはそこから至急やっていただきたいというふうに思います。

最後に、一般質問全般に関わることでありますが、今の公園内排水路対策の進捗状況の質問は2年前にしております。質問したものは、その後の対応について確認する責任があると考えますが、質問に答えた町も、その後の対応について質問者に報告するべきではないかと考えます。そのことについても検討していただいて、私の言うように報告できるような体制を整えていただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

議長（酒元法子）

以上で、1番 吉田議員の一般質問を終わります。

休 憩

議長（酒元法子）

ここでしばらく休憩いたします。午後1時から再開いたします。（午前11時31分）

再 開

議長（酒元法子）

それでは再開いたします。（午後1時00分再開）

7番 市濱議員。

7番（市濱等）

それでは、質問をさせていただきたいと思います。

私は今回、防災について3点に分けてちょっとお聞きしたいなというふうに思っております。

1番目の質問は広範囲にわたっておりますので、質問の内容が多岐にわたり、質問自体が長くなると思います。どうかひとつよろしく願いいたします。

私は、消防法第8条及び火災予防条例第55条の3において防火管理の実施が義務づけられておりますが、能登町では、公的な建物、民間所有の施設を含め、消防法、火災予防条例に当てはまる施設は一体全体どれだけあるのかということをお聞きしたいと思います。

また、消防法では、多数のものを収容する防火対象物の管理について、一定の資格を有する者から防火管理者を定めて防火管理に係る消防計画を作成させ、防火管理上必要な業務を行わせなければならないというふうになっております。

そこでお聞きいたします。能登町では対象になる公共的建物は一体全体どれだけあるのか。この施設において、もちろん管理権限者は町長でありましょうが、全ての施設において防火管理者は選任されているか。今日現在の状況を示していただきたい。

また、防火管理の重要な業務として消防計画の作成が義務づけられております。この計画は、火災が発生しないように、また、万が一火災が発生した場合、被害を最小限にするための計画であります。能登町の公共的建物、施設にもいろいろ違った用途、使用状態が異なる施設もあると思います。一つ一つの施設において消防計画は作成しておられるか、聞きたい。

また、消防法施行令第3条の2において、防火管理者の責務について、消火、通報及び避難訓練を実施するということになっております。ほかにも多くの項目がありますが、抜粋すると、消防用設備の点検、火気使用取扱いの監督、避難・防火上の必要な構造設備の維持管理、収容人員の管理等の責務が挙げられる。

特に今回お聞きしたいのは、役場庁舎の消防計画には年に何回訓練を定めているのか。昨年度から供用が開始されておる役場庁舎、両支所において、消火

訓練、通報訓練、避難訓練は実施されているのかを詳しくお聞きしたい。

また、施設の消防用設備の点検整備はどのような方法で行われているのかも詳しく知りたい。

また、防火管理体制について、現在、町では自主防災組織が組織されていますが、今日現在で自主防災組織はどれだけ組織されているのか。

その組織率は県内他市町と比較してどういった状況なのか、お聞きしたい。どの地域にどれだけの町内会が自主防災組織を組織しているか、地区ごとにどういった割合になっているかもお聞きしたい。

また、避難誘導訓練は、被害、特に人災に対して大変有効であります。この6月5日に能美市美川町で12棟を焼く大火災が発生をしております。日頃からの声かけ、防火意識の高揚に力を入れていて一人の犠牲者も出さなかったと喜んでおられます。

自主防災組織を能登町津々浦々に結成するよう声をかけておられると思いますが、今後、組織の結成を促進するために何をすべきと考えておられるか、また町長にお聞きしたいと思います。

また、防災にはご近所の協力が最も大切だと私は思っております。「遠水は近火を救わず」と申します。ご近所付き合いを大切にすること、あまり深入りしないがしっかりと互いを助け合う、こんな関係をつくるのが大きな人災を防ぎ、災害に強い町になると、私はこう思っております。

自主防災組織について、組織の横の連携は大変重要だというふうに思っております。現在、自主防災会の管理は町の危機管理室の職員のみで管理監督をしておいでになるのではないかというふうに思いますが、職員の皆さんだけでは管理は大変なのではないか。組織の活動を活発にしていく上にも、町、区を縦横した組織づくりが必要と考えますが、考えをお聞きいたしたいと思います。

また、おのおのの組織について訓練の実施状況はどうか、併せてこれも伺いたしたいと思います。

その訓練において、常備消防、消防分団と連携した訓練は行われているのか。消防活動の後方支援、消火活動支援は想定されているのか。また、避難誘導等の訓練は訓練の想定にあるのか。これもお聞きしたい。

消防・消火活動において初期消火は大変重要だと私は思っておりますが、初期消火、避難誘導等の協力は自主防災組織にも協力をいただけるよう協議がされているのか、伺います。協力を得る話し合い、協議ができているのかも伺いたしたいと思います。

この初期消火において重要になるのは、河川、ため池、海岸の海水、防火水槽を水源とする小型消防ポンプ、また地域に張り巡らされた消火栓ではないかと私は思います。

そこで、自主防災組織ができる以前から、地区によっては小型消防ポンプを所持している地区もあります。このポンプが能登町の地区防災組織にどれだけ数あるか確認した経緯はあるか。あるとすればどれだけあるか、聞きたい。

また、消火栓であるが、地区によっては上水道の老朽により水道管の更新が行われている。その時点で旧の消火栓は新しい消火栓に更新されている。能登町全体で消火栓と称される設備は、どのサイズの消火栓が一体どれだけあるのか、どう把握をしているのか、聞きたい。その上で、新しく更新された消火栓について、誰がどのように管理し、どう使用するのが最良なのかもお聞きしたい。

漏れ聞こえてくるところによると、消防関係者のみが使用をすべきという声が聞こえてまいります。しかし、私は、この時勢、特に能登町の町の人口減少は大変著しい。全てにおいて高齢化、人員不足が叫ばれる中、自主防災組織においてもこの消火栓を活用すべく協議を重ね、広く活用する方法を考えればどうか。

先日も志賀町において火災が発生した際、隣近所の方々がいち早く俊敏に水道を使って延焼を防ぎ、隣近所に声をかけ、けが人を出さなかったと広域消防署長が火災延焼を食い止めた方々に対して感謝状を贈っておいでになる。

そこで、特に内浦地区は人口密集地が多く、この消火栓が特に必要ではないかと考えております。広域圏内浦分署があり大変心強いのでありますが、この内浦分署には人員が、我々から見ても、万が一のときは不足しているのではないかとこのように思っております。

こんな状況、これを補う補填の意味も含めて、このことを地域の防災組織としっかり協議して、緊急災害が発生した場合、防火、防災を下支えできるような自主防災組織と協議すべきではないかと考えております。

このような状況を踏まえて、消火栓の使用基準、訓練の在り方、消防署、分団との協力関係をどう構築するのがベストなのか、対応をお聞きしたいと思います。

ここまでで答弁をお願いいたします。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

市濱議員、通告にない質問も多々ございましたので、事前に通告を伺った数値、実績、考え方等についてまず答弁させていただきたいと思っております。よろしいですか。

7番（市濱等）

どうぞ。

町長（大森凡世）

まず、計画と実績につきましては、総務課長のほうから説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（酒元法子）

蔭田総務課長。

総務課長（蔭田大介）

それでは、市濱議員の質問にお答えいたします。

それでは、まず私のほうからは、計画や実績につきましてご説明をさせていただきます。

議員がおっしゃるように、消防関係法令におきまして、防火対象物につきましては、防火管理者を定めまして、当該防火対象物について消防計画を作成することとともに、消火、避難等の訓練を実施しなければならないとなっております。

町では、民間所有の防火対象施設の数については把握しておりませんが、町が所有する対象施設は行政庁舎や公民館、学校など合わせて82施設ございます。

これらの対象施設には、施設の長である施設管理者が法令に基づきまして防火管理者を選任しております。職員の異動に伴いまして、対象施設に防火管理資格者が不足する場合には、その都度、新たな職員に防火管理講習を受講させまして対応をしております。

また、選任した防火管理者は消防計画を作成いたしまして、本計画に基づき施設や設備等の点検及び整備を実施するとともに、当該施設における防火管理業務を実施しているところでございます。

施設ごとの避難訓練を実施しているのかというご質問でございますが、訓練の規模や時期は異なりますが、各施設におきまして、おおむね年1回以上、消防訓練等を実施していると承知しております。

当役場庁舎の消防計画を参考に申し上げますと、自衛消防訓練といたしまして消火、通報及び避難の総合訓練を年1回以上実施することとなっており、今年度の訓練につきましてはこの10月に実施する計画で、現在、関係機関と調整をしているところでございます。

そして、訓練の成果につきましては、職員の防火、防災に対する意識が高まり、おのおのの役割分担や行動体制が確認できることで、実際の発災時における迅速な対応につながるものと考えております。

また、施設の消防用設備等の点検・整備体制につきましては、防火管理者が自主検査や自主点検を行う一方で、消防法や建築基準法に基づく法定点検等がございますが、点検資格を有する業者と業務契約を締結いたしまして点検を行っており、その検査、点検により不備欠陥事項等がある場合には、速やかに修繕し、整備を行っているといったところでございます。

また、消火栓の配置と使用基準についてであります。消防法では、消火栓は65ミリメートルの口径を有するものとされており。現在、管内にはこれに準じた消火栓は847基ございます。

これらの消火栓は、水道事業者である町が設置し、維持管理を行っております。新しく更新された消火栓や既設の消火栓の設置場所等を、建設水道課の水道管路マッピングシステム等により把握を行っております。

また、消火栓の使用者でございますが、基本的には消防及び水道事業者の職員であります。

自主防災組織等が消火栓を使用できるのは、原則、訓練及び大規模な地震時に発生した火災に限るものとなっております。消火栓を伴う訓練を実施する場合は、最寄りの消防署、建設水道課へ事前にご相談をしていただければと思いますので、ご理解願います。

以上です。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

それでは、私のほうから、事前にお伺いしておりました自主防災組織と訓練につきましてお答えをさせていただきます。

まず、自主防災組織でございますけれども、現在、当町には56の自主防災組織が結成をされておまして、地域防災力の強化に向けて活動されておられます。

次に、他の市町との比較についてでございますけれども、各自治体において自主防災組織の判断基準というのが異なっておりまして、一概に組織率の比較というのはできないというふうに思っております。町といたしましては、地域で防災活動への輪が広がり、そして多くの自主防災組織が結成されるように、引き続き、広報紙や区長、町会長等の会合の場でご説明をしながらその活動を

支援していきたいというふうに思っております。

また、町内によっては、人員が少なく組織としての活動が困難な地域や、少子・高齢化、年齢格差、様々な要因によりなかなか結成が難しい地域もあろうかと思えます。

そのことから、町内に防災士の資格取得者を増やし、そして防災リーダーを育成していくことで地域防災の水準を高め、防災・減災活動の強化につなげていきたいと考えておるところでございます。

次に、連携した訓練ということでございますが、町が実施する訓練としては、町の総合防災訓練が、おっしゃることに当たるのではないかなというふうに思っております。

今年度は、松波地区において洪水及び土砂災害を想定した訓練と、そして消防団、自主防災組織などの参加を予定してございます。この訓練を通じて防災関係機関相互の連携強化と防災行動を再確認していただきたいというふうに考えております。

また、町内会や各団体等で実施する訓練については、それぞれの実情や内容が異なると思われますので、地域の特徴に応じた訓練を実施していただければというふうに思っております。訓練の内容につきましては、うちの危機管理室や消防署に相談をしたり、それから町の出前講座を利用いただければと思いますので、ご理解願います。

議長（酒元法子）

7番 市濱議員。

ちょっとお願いがあります。一般質問では通告式を採用しておりますので、あらかじめ通告した範囲を超えないようにご協力をお願いいたします。

どうぞ。

7番（市濱等）

分かりました。ありがとうございます。

それでは、先ほどちょっと聞きづらくて、ちょっと分からなかったところもあるんですが、この新しい防災計画はできておるということですか。そして、それに合わせた訓練は去年はやったということですか、去年はやってないということですか。

議長（酒元法子）

蔭田総務課長。

総務課長（蔭田大介）

先ほど申しましたが、庁舎の防災計画では年1回実施することとなっております。今年は10月に実施する予定で考えております。

なお、ちょっと言い訳になりますが、昨年度は新庁舎移転後、コロナの関係でどうしても実施することができませんでした。

以上であります。よろしくお願いいたします。

議長（酒元法子）

7番 市濱議員。

7番（市濱等）

昨年はどの施設もコロナの関係で訓練はできなかったということですね。設備の維持管理は業者に任せておるといふような話でしたね。計画にしても、それから設備においても、般若心経でいうところの色即是空ですか。形あるものはなくなる。経年劣化をどうして長引かせるか。点検整備、計画も事あるごとに見直して新しくしていくこと、これ以上のことはないわけです。ぜひやっていただきたいなというふうに思います。

訓練は、重要事を成し遂げるには、日々の鍛錬、訓練が重要なことは、皆さん重々承知であろうというふうに考えております。繰り返し訓練することで自然と体にしみ込んで、災害に対する被害を最小限にするためにも、この道しかありません。この四六時中に計画立てをしっかりと訓練をして、万が一にも犠牲者が出ないようにお願いをいたします。皆さんがおいでになることですから、しっかりと計画を立ててやっていただきたいなというふうに思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

コロナ禍の避難、避難所運営についてということでお聞きしたいと思います。

家庭ごとに、また一人一人が避難計画を立てて災害に備えることは、最近声高に多くの方々が提唱をされており、災害の警戒レベルに応じてどう対応すべきか、一人一人、個々人が、私の避難経路、マイ・タイムラインを立てて、日常、常日頃から図上訓練をしておくことは非常に大切と思います。

マイ・タイムラインを立てるに当たって、町の指導、支援が必要だと思われまます。これに応える講習会、個人指導等を実施すること、窓口等を開設できるか、お聞きしたいと思います。

さきの6月議会において、町長は答弁で42の町営避難所があると答えておられます。災害の種類によって避難所、想定避難者が変化することもお答えになっておられる。

現在、コロナ感染症対策の中では、どの避難所においても収容人員のスペー

ス確保は大変困難でなかろうか。今までの避難所の基準では、コロナ感染症対策から見て不十分だと想定をされます。避難所におけるコロナ対策について、コロナ禍の避難所運営について、今後町はどのような考えで取り組むか、お聞かせをいただきたい。

次に、避難所における感染対策、指定避難所以外への避難について。

町が指定する避難所は、先ほども申し上げましたが、過密が心配される。最近、国でも過密を防ぐために推奨しておる避難場所として、親戚や友人の家、ホテル、旅館等が協議をされております。

町は、ホテル、旅館等と災害協定を締結し、避難所機能の強化、連携を図るべきと考えます。ホテル、旅館等、宿泊施設へ自主避難した場合、宿泊費等を補助することも重要だと。補助する考えはあるか、これもお聞きしたいと思います。

また、親戚、友人宅へ避難した避難者に対して救援物資の配分をすることは非常に大切だと私は思います。配分することができるように検討できるか、併せてお聞かせを願いたい。

ここまで答弁をお願いします。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

それでは、マイ・タイムラインですか、個人が災害から身を守るためには適切に避難をしていただくということが重要でございまして、災害時における個人の防災行動計画というのを事前に作成していくことが大切であるというふうに考えております。

そのマイ・タイムラインの作成につきましては、町のホームページにも掲載してございますけれども、国土交通省の「かんたん検討ガイド」というのがございます。それを参考に作成することができます。

これにつきましては、まちづくり出前講座等でも幅広く普及啓発に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を願います。

また、コロナ禍の避難所の運営についてでございますけれども、町では、国より示されておりますガイドラインに従いまして、町の感染症対策を踏まえた避難所開設マニュアルというのを作成してございます。

具体的には、受付時に検温や健康チェックを行いまして、発熱とかせき等の症状がある方と普通、症状がない方が交わらないようにゾーニングを行います。これは受付からの動線も含めて、その症状がある方と一般の方の避難者を区分

けするということでございます。

また、コロナ禍での避難所では、通常の2倍の居住スペースといたしておりますが、区画の広さを調整することになりますけれども、これによりおのこの避難所の収容人数が通常よりも少なくなるという、当然そうなります。そんなんですけれども、災害の状況等を鑑みまして他の地区の避難所を開設することにより避難者を受け入れていくこととしておりますので、ご理解を願います。

そして、友人宅への避難、救援物資ということでございますけれども、町の地域防災計画では「避難誘導等」というのがあって、そこにおいて「ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民みずからの判断で「屋内安全確保」を行う」というのが記載されております。これは、安全な自宅や知人、親戚の家などで身の安全が確保できる場合は、その屋内で安全確保を行っていただくということも選択肢の一つと言えます。

また、避難が長期にわたった場合、当然避難者への救援物資というのを配分することとなりますけれども、配分場所は避難所が中心となりますので、災害時におきましては配分場所まで取りに来ていただくということを前提としておりますので、ご理解願います。

そして、ホテル、宿泊施設との機能連携災害協定はあるのかということでございますけれども、現時点では災害協定というのは宿泊施設とは結んでございません。

繰り返しになりますけれども、避難者の受入れにつきましては、現在の指定避難所でおおむね可能というふうに判断をしておりますし、発生した災害や被災者の状況等によっては避難者の収容人数を考慮して、地域外の避難所など、可能な限り多くの避難所を開設し対応していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いします。

そして、宿泊費補助の制度ということでございますけれども、自主避難を宿泊施設とした場合の宿泊費補助につきましては、都会のほうでは幾つかございますが、宿泊施設と災害協定をもし結ぶということになれば、その協力体制や宿泊費用等の保証など、個人ではなく施設への支援を考えていくことになるというふうに思いますので、ご理解を願います。

以上でございます。

議長（酒元法子）

7番 市濱議員。

7番（市濱等）

タイムラインの作成は、ホームページにも載っているからしっかりそれも見

ながら勉強をしてやれるということですね。そして、先ほども話しされましたが、物資は自分で取りに来いと、そういうことですね。それと、ホテルに避難した場合は、協定が結ばれておる旅館、ホテル等は協定を結んだ時点でそれを対応することを検討したいと、そういうことですね。分かりました。できれば避難者には優しい、そういう政策でひとつ対応していただきたいなというふうに思います。

それでは、3番目に移りたいと思います。

気候変動が著しく、日本全体で多くの自然災害が頻繁に起こっております。町民に対するあらゆる防災・災害情報の伝達方法についてお聞きします。

現在、町は、避難情報、災害情報等、町民に対しての伝達方法はどのようなものがあるのかということをお聞きしたいと思います。例えばSNSのLINEとかフェイスブック、ツイッターを活用し、緊急時、災害時だけでなく行政の情報に町民がアクセスしやすい環境はできるかということもお聞きしたいと思います。また、有線放送がよく流れておりますけれども、視聴率は把握しておいでのなるのかということもお聞きしたい。例えば、気象庁のホームページで「キキクル」などのアプリを携帯端末に登録するような、住民に働きかけはできるかということもちょっとお聞きしたいと思います。

日本の市町で自然災害に対して被害のない自治体は僅か3%ぐらいだというふうに情報は伝えております。災害と称するものはいろいろなものがありますが、このコロナ禍も一種の災害に私は映っております。交通事故は言うに及ばず、地球温暖化問題、200海里に侵入する違反船も災害を引き起こしているように見えます。町には、こういう問題に対して集中的に対応する専門役職員が必要ではないか。総務課に所属する危機管理室を、危機と称する事象、物事に対して専門的に対応できる、専門の職員で構成する課に昇格する、充実を図るべきではないかというふうに考えます。

昨年、数年前に課の縮小が図られましたが、経費は縮小していることでありましょう。昨年度は多くの交通事故が発生して、今年に入っても死者こそ出ておりませんが、重大事故が後を絶ちません。先日も長坂にですか、事故が発生しております。また、理解できない交通事故、コロナ事件、こういう事象を総括して、交通安全はもとより、子供の見回り体制、コロナ対応、熊、イノシシ対策など町民の生活の安全を脅かす危機において管理を一元化して町民の安心・安全を担保すべきと考えますが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（酒元法子）

蔭田総務課長。

総務課長（蔭田大介）

私のほうからは、避難情報や災害情報等の伝達方法についてご説明いたします。

町には防災行政告知放送設備がございます。屋内告知端末及び屋外の拡声器を通じまして避難情報や災害情報を伝達しております。また、町の能登町防災メールでは、台風や大雪、津波などの警報や避難通知、地震速報などの情報をメールでお知らせしております。申請していただければ、メールアドレスを登録することで情報がお手元に届くようになります。登録は無料ですので、申請される際は危機管理室または消防署までご連絡いただければと思います。

そのほか、防災情報につきましては、町の公式ホームページや有線テレビのデータ放送、番組を通じて情報発信をしております。

町の情報手段以外の手段といたしましては、議員もおっしゃいました、気象庁のホームページからアクセスできる「キキクル」や民間の防災情報アプリなどをスマートフォン等の携帯端末に登録して、すぐに確認できる状態にしておくことが有効だと思われます。また、携帯電話会社より送信されます緊急地震速報も便利な手段と思われます。

ソーシャルネットワーキングシステムにおきましては、便利なツールではあるとは承知しておりますが、先ほど申し上げました町の情報伝達手段などを有効に活用することで十分な情報を入手できるものと考えております。

なお、町の有線テレビにおきましては、現システムでの視聴率等の把握はできません。ただ、町全体での加入率は今のところ96.5%となっております。ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

危機管理室のことをございますけれども、議員のおっしゃるとおり、危機管理というのは一言でいうと、取りますと大変幅広いものになります。

町では、危機管理体制というのを重視いたしまして、平成24年に組織の一部改正を行いまして、総務課内に危機管理室等を設置をいたしました。現在は4名の体制で事務を行っているところでございます。

課に昇格し充実を図るべきというご提案でございますけれども、町は、定員適正化計画の中で全体的な職員数の削減に努めているところでもございます。

今後、この限られた職員数の中で効率的、効果的に業務を行っていくこと

とし、組織の協力体制をさらに強化し、個々の職員の研さんを一層積んでいただくことで対応していきたいというふうに考えております。本年度のコロナワクチンの対応でも全庁を挙げて対応していておりますので、そういう形で行きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（酒元法子）

7番 市濱議員。

7番（市濱等）

町長は新しい組織、課ということは今現在は考えていないというふうなことでありますね。また、情報伝達方法では、消防とか、それから総務課と相談すればその情報を得る端末はいただけるというふうな話でしたね。

それでは、行政の最大の役目は、国民、町民に安心・安全を提供することだと私は思っております。産業、毎日の営みも大切ではありますが、安全・安心が担保される後の営みであって、コロナ及び違法船舶及び巡航ミサイル及び近頃は気候変動による多くの自然災害にもおびえ、はたまた熊、イノシシにもおびえる現状を直視して、町の識者の粋を集めて、住民の生活、安全を守る抜く集団の組織編成をもう一度求めたいなと思っております。

町民に寄り添うことを自らの政治信条とされている大森町長に町民の安全・安心を託した有権者が、このことによって一気に前に前進したと認識すると思っております。今すぐ色いい返答は望みませんが、新町長の真新しい新年度には実現することを期待をしたいなというふうに思っております。

最後にお話ししたいと思います。

ウイズコロナ、これからのコロナ時代を想定した避難所運営に関して、ソマリア紛争の際の避難所、避難生活を基につくられたスフィア基準という考え方があります。避難住民の人格を最大限に尊重し、尊厳を深める考え方ではありますが、その中でも避難所スペースについて言えば、1人3.5平米、トイレについては、男子20人に1個、女性においては20人に3個必要と説いております。そのスペースには、生活エリア、ミーティングエリア、男性・女性シャワー・洗濯エリア等々、十分な避難所、避難場所、環境を想定しております。

私がここで申し上げたいことは、今後、町で新しい施設が整備される際には、全ての事業において、僅かでもいいですが、避難所性能、機能を備えたものを考えていただきたい。特に避難所として最も大切な生きるための水、水源は貯蔵タンクを施設の地下に埋設するとか、また排せつ物は下水道ではなく耐震浄化槽タンクを備えるべきと考えます。下水道は延長が長く、途中で破断するリスクが大きく、まさかのときに役に立つか心配であります。

たくさん町長に求めましたが、ぜひ実現を見るよう、このようなことを提唱申し上げて、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（酒元法子）

以上で、7番 市濱議員の一般質問を終わります。

それでは次に、4番 田端議員。

4番（田端雄市）

公明党の田端雄市と申します。

今回の質問は、昨年9月に馬場議員が質問しましたデマンドタクシーについて、その利用率に絞って提案をしていきたいと思っております。

本事業は平成24年からスタートをし、約10年運行されてきました。その間、多方面からの評価もいただき、今日に至っていると聞いております。

しかし、10年もたってくると、環境も人の考え方も大きく変わってきていると考えるのが当然であります。そのときそのときの利用者である町民のニーズにどこまで応えてきたのか、常にPDCAのサイクルを念頭に自らに問う姿勢が重要と考えております。いかなる事業も、現状や過去の成功に安住したままでは時代の波に取り残される。ニーズを捉え、ニーズに応える。考えていなかったとは言いませんが、しかし、行動を起こさなかったと言わざるを得ません。馬場議員も、利用度を上げるため町民が使いやすくなる見直しをと質問をし、前持木町長は、利用回数は減少しているが会員登録は増加傾向にあるとの答弁でありました。

先日、会員登録数、利用客数を確認したところ、登録数は過去3年の平均で414人、利用客数は年に1,541人でした。この数字から見ますと、利用客数は登録数の約3割程度になっております。誰が見ても残りの7割はどうなっているのかが気になると思います。町は、この登録数と利用客数とのギャップをどう認識をしているのか、お答えを願いたいと思います。

さらに、答弁は、知らない方への周知を徹底したいとのことでありましたが、その周知につながる行動はどのようなことをされたのか、これもお答えを願いたいと思います。

この質問は、利用客のニーズをきちんと把握できているのかを私は問いたいのであります。最も基本的なことではありますが、登録者のニーズを酌み取り、課題を明確にするためアンケート調査を実施すべきであると訴えるものであります。実施する考えはありますか。実施しないのであれば、そのほかの方策がありますか。答弁を願いたいと思います。

議長（酒元法子）

諸角企画財政課長。

企画財政課長（諸角勝則）

私のほうからは、登録者と利用客とのギャップの認識についてというご質問に対してお答えしたいと思います。

当町におけるデマンドタクシーは、事業当初、3度の実証実験を経て運用が開始され、その際に会員登録制度を導入し、利用希望者に会員登録していただき利用されております。

令和2年度末現在の会員登録者数は428人、利用人数につきましては年間119人、延べで申しますと1,457人となっております。

毎年、お亡くなりになられた方や施設などの入所等により、今後利用されない方は名簿から削除するなどの整理を行っておりますが、事業当初の登録時に、利用しなくても登録だけされている方や、最近では運転免許返納の際に、今すぐには利用しなくてもいつでも使えるようにと登録だけ済まされる方が多くおられます。会員登録に対し利用者が3割程度となっていることについては、こちらのほうで認識しているところでございますので、よろしく願いいたします。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

デマンドタクシーの周知ということでございますけれども、昨年11月の広報においてデマンドタクシーの制度について周知をいたしております。そして来月、10月号の広報にも周知を行う予定としております。

そして今後につきましては、不定期とはなるとは思いますが、広報のほか、ホームページや有線テレビのほうで周知していくことといたします。

また、タクシー内でのチラシを置くとか掲示をすとかということで制度の周知を今後図っていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

そして、アンケート調査ということでございますけれども、平成29年の7月にデマンドの利用者に対して「お客様の満足度やご意見」ということでアンケートを実施いたしております。ちょっと時間はたっておりますけれども、このアンケートでご意見のあった一部でございますけれども、タクシー事業者の

協力を得まして、今、上程している関係もございますけれども、おかえり便1便増便を本年の10月から実施する予定としておるところでございます。

また、平成20年度に策定いたしました能登町地域公共交通総合連携計画というのを令和4年度、来年度に改定をする予定でございます。その改定作業の中で、地域公共交通の利用者、そして交通弱者に対してアンケート調査を行います。その結果を地域公共交通会議兼協議会にお諮りをし、計画に反映していきたいというふうに考えております。

また、利用者の声というのはタクシー事業者を通じてお聞きはしております。対応できるものについては一つ一つ解決するよう努力してまいりますので、ご理解をお願いします。

議長（酒元法子）

4番 田端議員。

4番（田端雄市）

まず、1点目の登録数と利用客数のギャップを認識しているということでございますけれども、認識をして、先ほど続いて町長からの答弁もありました。これからアンケートも取りながら進めていくということなので、前向きな姿勢は評価したいと思いますし、これからしっかり取り組んでいただきたいなと思っておりますけれども、やっぱりもうちょっと掘り起こしてほしいんです。この7割の人らがどんな思いでおるのかというのをしっかり掘り起こしてもらいたいなと思っております。414人ぐらいやったら、これ6エリアあるんやね。5業者か。その人らがちょっと手分けすれば、すぐこのアンケートみたいなのは取れるような状況でないかなと私は思います。だから、先ほど周知の方法として、タクシーの中に案内を置くとか、それから広報に載せるとかというのはもちろん評価しますけれども、本当にすくい上げるような思いで、利用客、登録者の思いをすくい上げてほしいというような思いがしております。

地域公共交通の重要性につきましては今さら改めて言うことではありませんけれども、どこまでも交通弱者が生活弱者になっている現状を何とかしないといけない、こういう思いで話をさせていただいております。「弱い立場の人たちが暮らしやすい社会は、全ての人が安心して暮らせる社会なんだ」と、こういう言葉があります。公共交通は町の最重要インフラだとの思いで取り組んでいただきたいと思っております。

当初、デマンドタクシーの運行事業の期待は、病院、商店街、それから公共機関などへの乗り入れ、連携が主であったため、現在の到着場所になっていると思っております。しかしながら、現在、生活者の行動様式は多様化し、同じ病院と

いってもクリニックもあります。また、利用者の得意な商店もある。こうした要望の一つでも応える対応ができないか。私の考えですけれども、アンケート調査を基に大いに議論を重ねてほしい。また、先ほどお話あったとおり、令和4年には交通会議でしっかりアンケート調査を実施していくということですので、そこでしっかりとこの気持ちを、町民の気持ちをすくい上げて、本当にそこから次の課題を見つけていっていただきたい、こんなふうに切に思うものがあります。

私、デマンドタクシーの事業は、今回、改めて大いに評価を持つに至っております。それは、この事業が町内全域をカバーしておる。ある部分じゃなくて町内全域をカバーしておることが大きな希望になっておるんじゃないかなというふうにして私は思います。それも陸運局が認めた中での話ですので、これはすごいことだと私は思います。そこからどう枝葉を出していくかということがこれからの課題になるのではないかなというふうにして思っております。

以前にも指摘をいたしました、全国の路線バスは撤退を続けて、本町もいつその憂き目に遭うか分からないのが厳しい現実であります。万一の撤退後の対応を、このデマンドタクシーの運行を基本にしていけば対応が可能であると私は考えているから評価をするものであります。車の大きさ、また路線や時刻はその時点で検討すればよいけれども、十分に対応可能なものと私は考えております。

だからこそ、今、もう一回このデマンドタクシーの事業をもっとさらに充実したものにできないか、このように考えて提案するものであります。

次の質問でございますけれども、同じく公共交通の話ですが、宇出津市街地内をタクシー利用で移動の確保をできないかという提案であります。

私は従来から、宇出津市街地内の循環バスの運行を切望してきました。本年4月に、私の同志の公明党员とともに町長に要望もさせていただきました。

今回、さきに述べたデマンドタクシーの運行の状況を考えながら、大事な町の資源であるタクシー事業者をより効果的に利用することができないかとの考えに至りました。経費を抑え、効果を期待する運行をとということであります。

循環バスは、その車両の購入からして経費がかかる。また、新たな運転手はなかなかおられないというのがどこの自治体の悩みでもあります。

そんなときに出会った記事が、奈良県田原本町の、いわゆるタクシーを利用した事業でありました。田原本町では、対象者を75歳以上の高齢者などと限定した上で初乗り運賃680円を全額町負担にして、年間2,400万円の経費で運行しておりました。

今、私が提案したいのは、宇出津市街地内の運行を、対象者を限定し、初乗り運賃の半額を補助する町独自の事業として実施したらどうかということであ

ります。田原本町は人口3万2,000人、初乗り運賃の全額補助ですから、単純に考えて、本町で実施してもその4分の1、もっと多分少なくなると思いますがけれども、4分の1以下になります。デマンドタクシーの事業は、町内各地から町民を宇出津市内まで運びます。その後の市街地を従来のタクシー事業者にとということにもつながってまいります。

これは、さきのデマンドタクシーの利用率の向上にもつながると考えますし、先ほど述べましたが、利用客の多様化したデマンドタクシーの使い方は様々あります。病院だけではない、役場だけでもない、ほかに行きたいところはたくさんある、そうした要望に最大公約で考えられる、答えられる対応はないのか、そうした様々な要望に応えられるのではないかと考えています。「街歩きチケット」などと名づけして購入いただき、普通のタクシーの乗り方のまま利用ができる形であります。

このような提案をしますと、また金のかかる話かと執行部にはありがたくない話かもしれません。しかし、町の姿勢一つだと思います。さきの田原本町では、しっかりと全額を町が負担し進めております。本町の高齢者は、今や65歳以上は50%を超えているところであります。この方々をどう遇していくのか、これは町の姿勢が問われる問題でもあります。

私は、この方々を町の資源としてどう生かしていくのか、この視点で考える時期が来ているのではないかと、また、庁内に新しい課を設けるくらいのつもりでも考えております。

もちろん新たな交通路線やシステムは、関係者の合意や陸運局の許可も必要となり一朝一夕には進みませんが、利用者である町民の期待に応える行動は不断に絶えることなく続けていかななくてはいけないというのが、また政治の姿勢であります。

町独自の宇出津市街地運行のタクシー事業について、ニーズを酌み取るアンケートの実施や、できれば実証実験を実施するなど、さらに一歩進める施策を切望するものであります。答弁を求めます。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

今、田端議員がご提案された奈良県の田原本町というのは、今、宇出津地区を限定された形で多分例を挙げられたのかなというふうに思いますが、田原本町の町の面積というのは21平方キロメートルということで、能登町の約8%ぐらいの広さの町でございます。そういった意味では、同様の制度設計

というのはなかなか困難であるというふうに考えます。宇出津地区限定という考え方においても、ちょっとすぐその制度設計が可能かというところとちょっと難しいのかなというふうに今は思っております。

その辺も含めて、今回のご提案も含めて今までの様々なご提案を、先ほど申しましたけれども、令和4年度予定の能登町地域公共交通計画の策定時において、その協議会のほうに提案をして協議をしていきたいというふうに思っております。

分かっていると思うんですけども、地域公共交通の事業は、あくまでも交通会議で承認を受けて、陸運局の許可をいただき、そして交通事業者での運行となりますので、弱者の利用者の方がよりよく利用できるような方法を模索してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（酒元法子）

4番 田端議員。

4番（田端雄市）

先ほどお話ししましたとおり、今回の提案につきましてはもちろん関係者、それから陸運局も関係します。もちろん財源も考えなくちゃいけない。もう2段組み、3段組みの提案になるかなというふうに思いながらも言わせてもらいました。でも、言わないことには一切前へ進まないという思いだけの話でございます。

ただ、しっかりと、どういうふうに、本当にこの町に住んでいてよかったという高齢者がより増えてくる。先ほどの田原本町の話でいいますと、確かに8%、全く距離がちっちゃいところなんですけど、私はそういう意味では宇出津地内だけで取りあえずは提案させてもらいました。そしてまた、整合性という問題ももちろんあります。いろんな三波地区、鶴川地区はどうするんやということももちろんありますので、それはまたそのときそのときに考えていかなくちゃいけないという問題はたくさんあるんですけど、でも一歩進めることによって次のまた道も開けてくるということも私は思っておりますので、改めてこの交通会議に通るような形でぜひまた検討して進めていただきたいと、このように思っております。

最後に、私のこの質問でございますが、こんな公共交通の話を考えておまして、私自身、地域公共交通の基本条例の制定をしたらどうか、こういうふうにして考えるようになりました。

なかなか公共交通の基本条例はほかの自治体はつくってなくて、石川県内で

も加賀市が、これは町がつくったものでありますけれども、条例としてつくってあります。ただ、条例はしっかり意識をそのように持っていくという意味で必要なんじゃないかなと、こんなふうに思いながら質問をさせていただきたいと思います。

公共交通に関する質問は、私だけではなく、過去何度も質問や提案が重ねられてきたと思います。しかしながら、なかなか進まない、受け入れてもらえないという感想を持っています。これは、町当局と交通事業者、町民などの一緒につくり上げるとの協働の方針が明確でないからではないかと考えるに至りました。

町は、決められた財源の中での仕事として捉え、どうしても後回しになる、この姿勢がいま一つ町民に寄り添った対応にならない。結果、町の計画に事業者や町民が合わせるよう、上から目線の施策となってきたのではないかと思います。

協働のまちづくりは、前町長がよく言われておりました。今後もこのテーマは大事な視点であります。ならば、いま一度この協働のまちづくりの原点というものを明確にし、常に事業を見直し、町民に満足され、地域を活性化させゆく基準として条例を定めるべきではないかと考えております。

私は、条例は、課題を示し、あるべき姿、方向へ進める原点とも言うべきものだと考えております。あるべき姿、方向へ、町の責務、そして交通事業者の責務、また事業者や町民の責務を明確にし、課題解決への行動を促す条例であります。

今回、私は案として作成をいたしましたので今回提出をいたしました。機会があれば参考にしていただければと思っております。

町長は、地域公共交通基本条例を制定する考えはありますか。また、諾否いずれでもそのお考えをお聞かせ願いたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

それでは、基本条例の制定ということでございますけれども、現状では条例制定という考えは、今のところございません。条例制定することによっていろんな縛りがかかったり、やらなくてもいいようなこともやらなくてはならなかったりすることもございますので、今のところは今模索している最中でございますので、柔軟に対応していきたいというふうに考えております。

今後とも地域の公共交通の課題に向けて、協議会のほうで協議を諮っていき
すので、ご理解願います。

議長（酒元法子）

4番 田端議員。

4番（田端雄市）

基本条例を制定するというのは、今ほどお話あったとおり、やらなくていい
こともやらなくちゃいけないという話も出てくるので、大変やっこいな話かな
と思います。しかし、逆に本当に交通事業さん、協力を本当に持ってもらいた
い、また町民のできることはやってもらいたい、この一つの方向にみんなで進
もうやないかというのが私は条例だと思うんですね。確かに縛りかかります。
私も実際に、私のつくった条例の中には町もしっかりやってくれということも
書きましたし、そういう縛りがかかりますけれども、でも、事業者、町の責務、
交通事業者や事業者または町が、町民が本当に一緒になって町をつくっていく
ためにはこういう方法がいいんじゃないか、そういったものがあれば、私はも
っと進むんでないかなというふうにして思って提案させていただいておるわけ
でございます。

いずれにしましても、どういう形になっても町はこれは進めていかななくちゃ
いけない大事な事業だと思いますので、来年、しっかりまたいろんな形の会合
を持たれるようでありますので、できれば議員も、議会のほうも何らかの形で
関わって、途中経過も一緒につくり上げていく、そんなことも考えてもらえれ
ばなと思っております。

どうか共々につくり上げたというものがあればいいな、このように考えてお
りますので、どうかよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

議長（酒元法子）

以上で、4番 田端議員の一般質問を終わります。

休 憩

議長（酒元法子）

ここでしばらく休憩いたします。10分間の休憩。22分からです。（午後2
時12分）

再 開

議長（酒元法子）

それでは再開いたします。（午後２時２２分再開）

１４番 鍛冶谷議員。

１４番（鍛冶谷眞一）

昼が過ぎて少し眠くなる時間です。そして、私自身も年齢を重ねておりますが、こうやって立つとどきどきいたします。

それでは、私は、さらなるコロナ対策で子供たちを守れ、こんなふうに副題をつけて質問したいと思います。

２学期が始まって、これでちょうど２週間過ぎました。感染症の専門の方のお話では、この２週間が感染の鍵になるというふうによくテレビで言っておられました。本日まで無事に経過して一安心というところですね。

能登町民の大半の方は、毎朝の新聞で４１の数字が今日も同じだ、今日も一緒やったね、そんな思いで心を安らげているというふうに思っております。それでも今朝の北國新聞では、どこなのかは分かりません。県内で園児６名、小学校の児童が３名というふうにしたしか出ていたように思い、孫を持つ私とすれば、うちの孫の近くじゃないかしら、そんなふうには怖い思いもしております。

この９月の定例会議で、放課後児童クラブや私立認定こども園にそれぞれ８０万円のコロナウイルス感染対策費が国庫事業で追加補正として計上されており、心強く思っております。

それでは、通告に上げました質問の第１に入ります。

コロナに対する幼児、園児、小学校児童、中学生生徒、こんな子たちを抱える保護者の方や家族の方の不安感、焦燥感もしくは危機感、想像以上のものであると思います。もしも罹患、もしもかかった場合、生活空間を共にする家族はどうすればいいのか。幼い子供を隔離することは難しい。濃厚接触はどうしても避けられない。食事はどうする。買物はどうする。お風呂は。寝室は。そんなことを矢継ぎ早に訴えてこられたお母さんがいました。

保護者や家族の方は、保育所や学校の今の状態をしっかりと知らないんです。マスクやアルコール消毒、検温ぐらいは十分だろうけれども、実は空気清浄機はあったような話があるけれどもあるのだろうか。便所の手洗いって何やらこんながあるげんてとかという話はしていますが、本当に見たわけでもないし、大変いたずらに心配されているのが現状だと思います。

そこで、町が保育所、保育園や学校で、これまでに実施してきた感染症対策を具体的に示して、不安でいっぱい保護者や家族の方の心を和らげるべく説

明してください。

あわせて、対応済みのほかの施設でも、また指定管理施設、そういうところでもどのようになっているかについても同時にお答え願えればありがたい。

そして、この質問の最後には、提案ということになるかもしれませんが、より安全・安心を求め、光触媒コーティング、大変な力を発揮するらしいですが、私の働いているところでもやって、これをやったおかげかどうか分かりませんが今のところ陽性は出ておりません。光触媒の力を感じてはおります。

そして、こういうものを抗ウイルス対策、抗ウイルス加工として学校校舎やスクールバスに塗布、いわゆる塗って施工すれば、その効果は大変大きいと聞いております。ますます強力な感染力を持つウイルスに変容している。これからの対抗策として必要な手段と考えます。町は抗ウイルス対策に取組を検討すべきと思うが、検討、計画の意思はあるか。

以上、現況についての報告と光触媒コーティングなどに対する思いをご答弁願いたいと思います。

議長（酒元法子）

西谷健康福祉課長。

健康福祉課長（西谷幸一）

それでは、まず私のほうから、児童福祉施設の状況についてご説明いたします。

まず保育所においてですけれども、国が示しております保育所における感染症対策ガイドラインに基づき、日々の消毒など感染対策に努めております。

現在までに、公立4園につきましては、マスク、アルコール液等の消耗品の購入のほか、非接触式体温計、ソープディスペンサー、抗ウイルス対応の空気清浄機、滅菌線消毒保管庫等を配置し、また、接触機会の削減にも資することからICT化を兼ねタブレット4台を導入するとともに、手洗いの自動単水栓への改修を実施しております。

私立の2園につきましても同様に、マスク、アルコール液等の消耗品の購入のほか、非接触式体温計、皮膚赤外線体温計、次亜塩素酸空間除菌脱臭機、加湿空気清浄機、自動センサー付消毒液スタンド、食器乾燥機、抗菌対応掃除機などを配置するとともに、手洗いの自動単水栓への改修を行っております。

また、児童館、学童保育につきましても、マスク、アルコール液等の消耗品の購入のほか、非接触型体温計、自動アルコールディスペンサー、オートソープディスペンサー、体温検知機能付顔認証カメラ、抗ウイルス空気清浄機、次亜塩素酸空間除菌脱臭機、抗菌対応掃除機、高温スチームクリーナーなどを現

場からの要望に基づきまして設置をし、対応している状況でありますので、よろしく願いいたします。

議長（酒元法子）

山下教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山下栄治）

それでは、小中学校の現状についてお答えいたします。

小中学校においては、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づきまして、マスク、アルコールによる手指消毒をはじめとする日々徹底した感染症対策を実施しております。

そして、各教室につきましては、換気を小まめに行うとともに、昨年度2学期に各学校の普通教室、職員室、保健室等に空気清浄機を配置いたしました。また、普通教室等には室内の空気循環を目的とした扇風機、非接触型体温計、サーモカメラも配備し、児童生徒の体調管理や来校者の検温に役立てております。

そして、校内のアルコール消毒等につきましては、全校に配置した外部人材等により、授業で使用した部屋の机や出入口のドアの取っ手、階段手すり、水道の蛇口など手に触れる箇所を重点的に消毒作業を行っております。

今後も安全・安心な日々が送れるよう、新しい生活様式を定着させた学校の施設管理運営に取り組んでまいりますので、ご理解願います。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

今ほどご説明いたしました保育所や小中学校のほか、指定管理施設を含むその他の公共施設につきましても、非接触型体温計や消毒液、アクリル板、空気清浄機、手洗いの単水栓を設置いたしておりまして、安心してご利用いただけるように感染防止対策に努めているところでございます。

また、行政庁舎につきましても同様の感染防止対策を取っておりまして、さらに窓口を中心に随時カウンター等を消毒しておるところでございます。

公共施設全般につきましては、まずはご利用いただく皆様の安全と安心の確保を第一と考え、環境の整備に取り組んでおりまして、今後、コロナの感染状況や日々変異を繰り返す変異株の流行状況を注視いたしまして、必要に応じて対応してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いい

たします。

そして、光触媒コーティングでございますけれども、ちょっと調べましたところ、これは二酸化チタンというのをメイン成分として作られたコーティング剤でありまして、太陽や室内灯の光が当たることで酸化還元反応を起こしまして、無害な水や二酸化炭素に分解することにより、抗菌や空気の浄化、汚れ防止といった効果を発揮し、コロナのウイルスにも効果的というふうにされております。人体への安全性も実証はされておりました、抗菌効果も高い。そして、安心して使用できるとされております。しかしながら、施工にかかる費用、それから床、机、椅子といった直接摩擦が生じる箇所での耐用年数というのに課題があるということでございまして、全学校施設での導入は今のところ予定はしてございません。

先ほどご説明したとおり、保育施設や学校施設等では、消毒作業を徹底し、感染防止対策にしっかりと取り組んでまいりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（酒元法子）

14番 鍛冶谷議員。

14番（鍛冶谷眞一）

大変丁寧な説明をいただきました。私のほうで勝手に話をまとめるような形になりますが、国が示す保育所におけるガイドライン、学校における衛生管理マニュアル、こういうものをしっかり守ってやると。そして、いっぱい機材やら施設の名前をおっしゃってもらいましたが、いずれにしても、アルコール、マスクから始まって空気清浄機、それから換気扇、いろんなことに関して、でき得ることはしているというふうに考えてよろしいのかなというふうに思っ、これだったら子供たちも大丈夫かなというふうには思います。

ただ、子供たちは外部との接触があります。そういうときに学校で菌を拾うのではなくて外部から持ち込んでいくという可能性もありますので、私は、光触媒みたいなものをお勧めしているわけなんですけど、この間、宇出津小学校でも給食室にお邪魔したら、アクリル板がしっかり全部立って、一人一人がご飯を食べれるようになっておりました。こんなふうに行っているんだ。

実は、トイレも行ってきました。こんなふうに触らなくても手が洗えるんだというふうに感じております。

ただ、私のほうから光触媒のことを提案いたしましたけど、費用の面、それからもう一つは摩擦する床とか触るところがずっと効果があるかないかの疑問があるということで、しかも大変費用がかかるとおっしゃっているんですけど、別

段、他の市町の比較やら近隣の市町と比較するつもりはありません。ただ、8月20日に北國新聞で、輪島市が2,200万で11の保育所、幼稚園にこれをするというふうに出たときには、やっぱり金かけてでも子供を守りたい。一歩でも二歩でもできることをもう一つしておこうという意思の表れかなというふうに思いました。

それから、私はこのことを調べているときに、役場職員の何人かとお会いしました。私が光触媒しか知らない、そんなときでも、もっともっとほかの抗ウイルス対策の触媒のことも知っている、勉強している職員の方がおいでます。私が会ったのは教育委員会の方でした。大変よく調べているなというふうに思っています。

ですから、町長、もう一度お尋ねします。なるほど今は費用もかかるから、今のところやる予定はありませんと。今の対応でやりたいということですが、もしも国庫補助とかそういうものがどこかで出た場合、まず第一にこれに取り組んでほしいというふうに私は思うんですが、町長のご意思を再度尋ねたいと思います。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

多分、輪島市の場合は、小学校で感染者が出たというところで早急な対応に至ったというふうに感じております。光触媒をすることによって、ある程度は抗菌の作用が出ると思うんですけれども、それをしたからといって全然安心・安全というわけではないので。まして消毒作業というのを怠慢になったのではないかなというふうなことも感じますし、今のところはお答えは避けさせていただきますというふうに思います。すみません。

議長（酒元法子）

14番 鍛冶谷議員。

14番（鍛冶谷眞一）

無理強いをするつもりはありません。ただ、ワクチン接種ができない12歳以下の子供たち。これは小学生でいうと、今現在、誕生日を迎えた子供たちが12歳になります。この子供たちは接種を受けることができます。ただ、そこから下というのはないわけなので、テレビの報道なんかによると、小さいお子さんがかかったときは重症化しにくいというようなデータが出ておりますが、ただ、

ウイルスそのものがどんどん強力になっているから、どうなるか分かりません。ぜひぜひ町長の心の隅に、これに対しての取組をどこかでする日が来るのかもれないというような準備をしていただければありがたいと思います。

それでは次の質問に移ります。

今年の夏は連日30度を超えるとんでもない暑い日が続きました。水分補給に随分苦労しましたが、9月に入ってこの1週間ぐらい、朝晩めっきり涼しくなったじゃなくて冷え込んで、朝起きたら長袖を着て、どこかへ出かけるときは少し太陽が上がってきて半袖に替える、こんなことをやるのに本当に苦労しております。近年の地球規模の異常気象は夏が暑いから冬も暖かいだろうということはまず考えられません。むしろ夏は酷暑、冬は極寒、そんな冬になるかもしれません。

そこで、質問の1点目として、除雪対策事業費について質問したい。

予算決算のベースでいきますと、令和元年度はほぼ1億5,000万の決算で暖冬だったんですね。約6,100万で済んでおります。令和2年度は、ほぼ1億6,000万の予算を計上して、実は決算ほど増えていますかね、2億2,000万ほどかかっております。今年度は1億2,356万8,000円と1億2,000万余りの予算が振ってありますが、これを予算化するときには昨年と比べて、それから5年、10年のトータルを見て、基本的に予算計上は過去の予算をベースにして算出し、その年の冬の積雪量等々で除雪費用に金がかかるから、必ず補正して増減修正するのかお示し願いたい。

次、2点目のほうに移ります。

小型除雪機の購入補助について尋ねたいと思います。

過去8年になりますか、それから今年度まで、今年度は3台ほど申請があったようですが、トータルでこの3台を入れても7件、少し除雪機の購入補助の申込みが足りないんじゃないかなと思います。補助金の交付要項を見ると1団体1台限り、助成金は4分の3か限度額60万のいずれか少ないほう、維持管理、運行の一切の費用は町内会費等の負担。交付の日から10年間の維持管理義務があるなどあって、例えば町内会では欲しいなと思っても購入資金、保管場所、これを操作できるオペレーター、こんな人がいるかどうか。いろいろ考えると、なかなか購入申請も難しいのかもしれない。

あわせて、この補助についての情報提供についても、町会区長会連合会の会合資料には出ているかもしれませんが、知らない人も大変多いと思います。試しに過去3年ほどの広報のとを一生懸命めくって探しました。辛うじて2019年11月号で、これだけのページで出ておりますが、訴求力はありません。もっともっと案内する、アナウンスする、PRする、そんなふうにしなればいけないと思います。

そして質問ですが、これは平成25年7月1日からこの補助を始めていますが、今年で丸8年経過しました。もっと短期リースとか、オペレーター講座の開催とか、いろいろみんなが使いやすいように修正して、もう一度この事業を続けてほしいと思いますが、今現在はどんなふうになっているか。

この2点についてご答弁願います。

議長（酒元法子）

兄後建設水道課長。

建設水道課長（兄後修一）

まず、除雪費の予算決算についてのお問合せということで、建設水道課のほうでご説明させていただきたいと思います。

今9月の議会、令和2年度決算にありますように、議員おっしゃるとおり除雪の対策の費用ですが2億2,000万を要しております。この中で一番大きな経費であります委託料は1億8,000万を超えて、平成29年度の豪雪とほぼ同様な予算となりました。

令和3年度の予算を先ほどおっしゃったとおり除雪対策費に1億2,356万8,000円を計上させていただいております。これは過去10年間の平均から委託料にまず7,651万8,000円で、おっしゃったように令和2年度の当初予算の委託料の中でも1億888万7,000円を計上しております。比較しますと3,236万9,000円の減額、マイナス予算であります。

ただ、社会資本整備総合交付金事業におきまして2,300万を雪寒指定道路、約220キロございますが、この路線に要する費用、除雪費用として、令和2年度が豪雪であったことにより、除雪に係る補助事業として国のほうから認めていただき対応するものであります。

平成29年度の豪雪は月ごとにも大雪を観測しておりますが、加賀地方では大雪による通行不能の道路が多く発生した。それから、奥能登の中心に異常低温を記録しまして、水道管が破裂したり凍結してというような状況があったかと思えます。

令和2年度は、12月の暮れから降り始めた雪が1月の中旬まで降り続けました。ほぼ毎日のように除雪車の出動することになりまして、年度末に向けて委託料が不足するというところで補正予算をいただく結果になりました。

今年度の降雪の見込みは、異常気象の要因とされる赤道上の海面の温度が今年に入り正常化しているということで、平年並みの降雪になると予測しております。ただ、昨年のような大雪になる可能性もあります。低温になるかもしれませんが、雪の降り方次第では補正予算で対応させていただくこともありま

すので、ご理解をよろしく願いいたします。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

小型除雪機購入の補助制度ということでございますけれども、町内会等が購入する除雪機に要する費用の一部を町が補助するという制度でございまして、おっしゃるとおり平成25年度から昨年度までに4つの町内会が利用されております。今年度も3つの町内会より申請が提出されているというところでございます。

小型の除雪機は、大型の除雪車が入ることのできない狭い道路の除雪や、高齢者及び一人暮らしの家庭における除雪作業の地域での共助となりまして、大変便利なものであるというふうに思っております。

しかしながら、機械の保管場所、おっしゃるとおりオペレーターの確保、そして維持管理等を考えた場合に、町内単位で保有するのは難しいというお声もお聞きしておるところでございます。

本制度につきましては、令和4年度で約10年たちますので、事業を廃止しようかという話はあるところでございますけれども、それ以降は新たな補助制度というのをまた違った形で、まとめた形で計画をしておりますので、その中で制度設計を考えておりますので、引き続き、おっしゃるとおり除雪機の助成制度についてはなるべく周知をまいりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（酒元法子）

14番 鍛冶谷議員。

14番（鍛冶谷眞一）

では、この件についての、雪害対策についての、実は私の本命を今から質問いたします。

大変色よい返事をもらえそうもないのかもしれませんが、高齢化社会の雪害対策に消融雪装置をと。私は実は融雪装置というふうに言っていたんですが、担当課に聞いたら、消すが頭について消融雪装置と言うそうですが、すみませんけれども、うまく消融雪と言えないですから、融雪装置というふうに言いましょう。

急激な高齢化社会の現実、ママさんダンプどころかスコップでさえもうま

く操作できなくなった。体力がなくなった。そんなことが大変多くなっております。ありがたいことに、当町では580路線、延長381.1キロといえますから、金沢まで行って帰ってもう一回行くだけの距離やね。これだけの距離を明け方4時、5時から除雪作業車が動いて大変感謝しております。ただ残念ながら、作業上どうしてもしようがないんでしょうが、家の前へ行って、朝起きてドアを開けてみたら、硬い重たい雪がどどどどとあるわけです。ところが、私もそうなんですけれども大体安いスコップだったら歯が立たない。昔の立派なスコップならいいんですが、プラスチックぐらいだと下手すると歯が立たない。しかも重たいからなかなかできない。こんなことがよく見られる光景だと思います。

そして、私の持論なんですけど、除雪というのは排雪、消雪、融雪ではなくて、私は移す雪と書いて移雪というふうに昔から行っております。これは、道路にある雪を歩道のほうに置いてするのが除雪だというふうにどうしてもなってしまいます。アメリカのような補償社会でしたら、歩くところがない方が車道を歩いていてはねられたら、これは国や県や町が訴えられます。そんな意味では大変危険を誘発するのではないかなというふうに思っています。

そこで、能登町には13路線、6,173メートル、6.173キロメートルの消融雪装置があって、先般からずっと回って見てきたんですが、松波地区とか鶴川地区とか住宅の密集地は結構いい形であるし、それから柳田のほうなんかへ行くと、ちょっとした坂道とかそういうところはうまく融雪装置が働いて機能を発揮しています。

ただ、ついこの間なんですけど、宇出津地区のある老婦人から、「鍛冶谷さん、おら困ったわね」「なしたんやて」「冬になったら手押し車も押されんし、歩くこともできんし、買物も行けんし、どこも行けんげんわいね。娘やら息子、うまいこと言うて、ばば、何とかそのうち行くわいやと言うけど、来てくれるかと電話したら、ちょっこり雪道運転しにくいし、またもうちょっと後ねと言うて、ほんで終われんわいね」、そんなふうに言った人がいます。

その人の歩く道路を具体的に一例として挙げましょう。その道は北國銀行の向かいから斜めの道を入れて行って、警察署の前を通る。ここまでは県道なんです。警察署から向こう、能都漁協の手前の三差路まで、私、測ってみたら600メートルでした。警察までも300メートル前後。警察から通称、私はオタビショと言いますが、そこも300メートル前後。トータルで600メートルです。「ここに何とか融雪できんかな。見たら、ここ町長の家もあれんがいや。こんなとこ後からか」、そんなふうに町の者は思うかもしれないけれども、実はあそこら辺は町長の家からもうちょっと向こうのほうに行きます。立ってこうやって見たら人の住んでいない家が圧倒的に多いんです。そして高齢者の住宅

が大変多いんです。

そんな意味では、特に宇出津は住宅密集地のせいかもしれません。興能信用金庫から通称タマチという上へ上がっていく道もある。ここなんかも同じ条件なんですけど、除雪をしようにも除雪車がためておくところがないんです。どうしているかといったら、ためたのを近所の人がスコップで側溝のところへ少しづつ入れていた。これを見たことがあります。こういうところが大変多くなっている。

実は答えは知っておるんです。川水、原水がないじゃないかと。でも、それこそ皆さんの知恵を集約して、いつの日かやってほしい。そんなふうに私は思います。そうじゃないと、交通弱者の、そして歩くことさえもちゃんと自分で自分を支えることができない老人は生きていけません。

そんなことを考えたときに、融雪道路をもう少し増やしておきたいと思うんですが、町長のご見解をお願いいたします。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

消雪装置ということでございますが、現在、町では12か所、延長で6.2キロ、おっしゃるとおり。そして、それを維持管理するための点検費用や電気代等で年間約900万円の費用をかけて消雪というのを行っておるところでございます。

これにつきましては、主に散水による除雪ということになりますが、設置工事には多額の費用を要します。それを実施するための、おっしゃるとおり多量の水の確保というのが必要となります。その水源につきましては、主に地下水、または河川の水を取得するということになってございます。現在、町にある消雪装置は全て河川からの取水による消雪となっております。

このことから、消雪装置を新設するには、水源が近くにありまして、そして計画しておる道路の延長や面積を消雪できる十分な水量というのを確保できるのか調査をする必要があります。また、地下水を酌み上げた場合は、取水可能箇所の調査、また取水による周辺の地盤沈下、そして井戸枯れという影響を考える必要もございます。そしてまた、海岸付近の低地といいますか、地下水に海水が浸透している場合もございまして、消雪に利用できないということもございます。それから、河川からの取水も流量と、それから海水流入といいますか川の水と海の水が混じっているという範囲の調査も必要となっております。

町内の除雪困難な箇所などを選定いたしまして、消雪装置設置の可能性や範

困、そして問題点や費用対効果の調査を行いまして、それを基に今現在は社会資本整備総合交付金事業というのを利用いたしまして整備を行っております。

ちなみに令和3年度の予算では、鶴川地区で600万、黒川地区で1,000万円を計上しております。鶴川地区は、令和3年度で、今年度で完了予定で、総事業費1億650万8,000円、延長は1,001メートルということになっております。黒川地区においては、老朽化による更新事業でございまして、来年度完了予定でございまして、総事業費は3,000万円、延長270メートルの計画としております。今後、整備可能な地域があれば検討していきたいというふうに考えております。

お話のあった箇所は、私の家の前の通りでございまして。分かっていらっしゃると思うんですけども、この通りの話は多分平成11年度か12年度ぐらいから話がありまして、そのときに地下水には海水が混じる、そして水源がないということで、立ち消えしているというような状況でございまして。ですので、現状では水源の確保という一番大事なものが困難であるということで、設置の可能性は今のところ低いのかなというふうに思っております。

そして、町といたしましても、除雪のオペレーター等の高齢化も進んでいるということですので、今後の除雪体制や、その支援方法につきまして多方面から協議を重ねて、時代の変化に、確かに空き家とか多くなっているの、除雪する人が少ないということもございまして、そういう時代の変化に対応していくことに努めてまいりたいというふうに思います。

そして、もしどうしても出られんわねというような方がおられましたら、ぜひ役場の福祉のほうにご相談をいただきたいというふうに思いますので、ご理解を願います。

議長（酒元法子）

14番 鍛冶谷議員。

14番（鍛冶谷眞一）

最後に、町長の温かい言葉をいただきました。どうしても出れないときは役場のほうに電話してくださいというような言葉がありました。私は、今日は、1番目の質問は宝である子供たちのこと、2番目の質問は大事なご老人のことを質問いたしました。私は、町は子供も大事だけれども、おじい、おばあが笑顔で生きていける町じゃないと若い人は帰ってこん、そんなふうに思っています。どうか社会資本整備総合事業でしたっけ、国の交付金事業ですね、こういうのをまたできるだけ取ることに熱心になっていただいて、取った暁には、こも少し考えて、まず検討するというふうに、住宅密集地は本当に苦しいんで

す。その身になって、情熱を持って対応をお願いして、この質問を終わりたいと思います。

議長（酒元法子）

以上で、14番 鍛冶谷議員の一般質問を終わります。

それでは次に、12番 志幸議員。

12番（志幸松栄）

それでは、議長より許可を得ましたので、12番、一般質問を行いたいと思います。

一般質問に入る前に、一言しゃべらせていただきます。

今日は、皆さん、世界の状況、日本の状況、ましてや能登町の状況、全て何が主体かという、皆さん、大半の方は質問に必ず入れておられますがコロナ問題ですね。ましてや能登町ではコロナ問題、並びに熊問題、それから警察よりの情報もあります猿問題、いろいろあります。その中で、私も今日は未来に向けての質問を町長にさせていただきたいなど。

今日、1番議員ですか、教育の問題で眞智教育長が言われました。子ども議会の問題。あれは毎年毎年、私は聞きに来ています。今年は資料がもらえませんでした。大体、子供たちの発想というものはすごい発想をしております。これからの時代にふさわしいような発想をしておると私は思います。それから、私も1番議員の特に小中学校の統合問題を、早くに議員になった当時しょっちゅうやりました。教育長3人ぐらいの全ての人にあの質問をしたんですけども、やっと今ここまで来て二十数年、ここまで来ております。だけど、今日はちょっとその問題よりも考えさせることが教育長の答えにありました。また後ほどにしまして。

今日は、皆さん、コロナの問題、私もコロナ問題を重要視しておりますけれども、全て能登町は、初めコロナ問題が出て、今年の4月頃ですか、大変大きく。そのときは、能登町は何か生ぬるい生ぬるいと町民の方々が言われておりましたけれども、これは執行部の職員の方々の努力か、それとも責任者の努力のたまものか知りませんが、石川県の中で注射のあれは上位クラスになっております。だから私は、議員はいろいろ批判するだけじゃなく、褒めるところは褒めてあげなきゃ町民の方々と一体になってはいけないなどと思って、私はそう思っています。それは注射の問題は特によかったなど思っております。

それでは、前置きが長くなりましたけれども、今日は2点質問いたしたいと思います。

1点目は、能登町の今後の活性化について。

大森町長も持木町長から引き継いで、一生懸命に、今は何をしようかあれにしようかと頑張っておられる。そのときに、私、いい答えをいただきたいなど。これは先ほど鍛冶谷議員が言いましたけれども、若者の残るまちづくり、それから、お年寄りに優しい町ということ、これがなくては駄目なのかなと思っております。

思い切った発想の転換が必要じゃないかと私は思っております。その問題について、町の活性化を図る施策を町長にお尋ねしたいなど思っております。

今年は偶然にも前6月の7月ぐらいに私、発想した。次はこれを質問しようと思っていたら、今回はいろいろとこういう書類も来まして、町のいろんな地域活性化起業人というようなこういう説明もありましたけれども、こういうものも入れながら、また町長の答えを聞きたいなど思います。よろしく、1点目、お願いいたします。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

町の活性化ということでございますけれども、町の活性化につきましては、地域の課題から新しい産業やビジネスをつくっていくことが一つの方法であるというふうに考えております。これらをなし得るには、多様な人材が関わっていくことが重要だと言われており、そこから何か事を起こすことのきっかけが必要となります。

まずは多様な人材が関わるきっかけといたしまして、町では、そのような外部人材を誘致することを目的といたしましたワーケーションを通じた関係人口創出事業に取り組んでいるところでございます。さらに8月からは、町では初めて、地域課題の解決から地域を起し、活性化することを目的といたします総務省の先ほどおっしゃいました地域活性化起業人制度によりまして、ANAグループより人材を受入れしております。今後は、首都圏企業の社員を対象にワーケーションの実証実験を行うこととしておりまして、地元の職員とは異なる視点や知見を持つANAグループの人材とともに、住民や事業者の皆さんから課題をお聞きしまして対話を重ね、一緒に地域の課題の解決と新しい産業やビジネスを生み出すきっかけをつくっていきたいというふうに考えております。

次に、何か事を起こすきっかけといたしましては、町内の事業者が都市部の社会人を副業人材として活用することを支援いたします地域外の副業人材活用促進事業、また、地域資源を活用して新たな事業を創出する地域資源等活用ビジネス支援事業というのを行っております。これらを活用いたしまして、これ

までなかった新たな発想が生まれてくるように取り組んでいるところでございます。

加えまして、真脇遺跡公園のグランピング整備計画のような企業をご提案する取組にも支援をしていくことで町の活性化を図りたいというふうに考えておりますので、ご理解願います。

議長（酒元法子）

12番 志幸議員。

12番（志幸松栄）

どうもいろいろと議題に挙げられました。

今、答弁をもらう前に、私は全協が終わり次第、企画財政じゃなくて、その隣の田代課長に、ふるさと活性化課長にお願いして、タニグチさんにお会いしまして、私はタニグチさんに質問をしてきたわけで、そして、そのお答えをもらってきた。その質問趣旨を私ちょっと、時間がこの人は忙しかったものだから。

どういう質問をしたかという、どうすればこの能登町は過疎を止められるのか。人口削減を止められるのか。それともう一つ、あなたはまだ着任して一月ぐらいですけれども、これは私のほうから、どういう意識改革をすればいいのか。それとも、私はここにはずっと、72歳になりました。70年間いるわけじゃないんです。30年ばかりちょっと旅歩いていた。そのときの文化、いろんな祭りとかいろんな問題に旅との違いがあったもんですから、そこの文化。ましてやいつも、これで2回目です、この言葉発するのは。隣が貧乏するやガンの味がすると、こういう人間的な性格のあまりよくない文化。これは私たち先祖からずっと守られている言葉で、これはどう思うかということとか。それから、この能登町に皆さんどう思いますかと言えば、「若いもんは残らんやろう」と。「何でやねん」と言えば、「仕事がないさかいやろう」と。「ふーん」と。私はすぐこういう立場でも「何で仕事場ないげん、ハローワークへ行ってみれば仕事場はいっぱいある。給料は安いけどね」と。募集人員がすごくおります。

それから職場。それから行政の人たちの上下関係の問題。それから地産地消。この町は水産もよく、農林も、それから林業も一次産業の盛んな地域です。私は最高のところだと思っておるんですけれども、また来年、1年後にこの質問をさせていただきますので、お答え願えればなと思って、その人にお諮りしたわけでございます。

だけど結構二、三、そのほか書いてない言葉の中で、結構この人と私が考えていることは一緒だなと。仕事に一生懸命。人を気にしない。それは私は感じ

られました。この人と1時間30分ぐらいはしておったかな。そういうことで、私は来年期待して、この能登町を磨いてくださるんじゃないかなと思っております。

そういうことで、町長の答え、それから真脇公園の問題、それについても私は最高のアイデアだと思います。グランピング。この人が、お金持ちの方がいろんなものをして、私たちは土地を提供するだけ。最高じゃないですかということで、いろんな今後の行政は結構こういうものも活用しながら、その自治体を繁栄しております。

そういうことで、どしどしと新しいものを作って行って、私はいつも一次産業の町ですよと言うんですけれども、またソフト事業とか、そういう方向展開もすれば優秀な若者も残ると思いますし、いろいろと職場も多種多様な職場も増えると思います。やはり職場を増やせ、外部から取り入れろと言って、私はいつもそう思っていますけれども、今後そういうふうにならしていただくようお願いして、1点目の質問を終わります。

それでは2点目、大森町長が持木町長から次いで、まだ2回目か3回目ですか、3回目の議会ですけれども、いつも町民参加のまちづくりということで。それは実際に今現在、この前、秋祭りも町長は参加されて、いろんなことでやっておられると思う。町の方々とのお話し合い。それと同時に、ファイト満々でやっておられるんじゃないかなと。そうだなと思って。

私は正直言って、前回、十数年前、合併のときに、今回は前町長さんも実質公債費比率、今回発表になりましたけれども、あのときは最低の石川県の19番目か18番目のランクにおりましたけれども、皆さんの努力、町会議員がいろいろと執行部を責め立てて責め立てて努力させたと思うんです。それについて今6.9、実質公債費比率。すごい町の活性化がなってきたなと思っております。

その問題で、これから大森町長は、実際、経済が素晴らしい町になった。これからより一層の光を持たせていただきたいと思っておりますので、今後のまちづくり、先ほど言う町民主体のまちづくりというものをひとつ語っていただければ光栄です。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

私は当初から、まちづくりで大切なことというのは、我々行政主体ではなく、町民の皆様の思いが町政に反映される住民主体のまちづくりであるというふう

に考えております。

先日開催されました子ども議会においても、中学生の質問の一つ一つにまちづくりに対する思い、そして期待というのが伝わりました。

現在は、コロナ禍の影響により、大人数での集まりというのは難しい状況ではございますけれども、少人数でもいいので、まちづくり出前講座などを利用していただく形でもいいですし、どのような形でもいいですから、お声かけをいただいて、思いを聞かせていただければなというふうに思っております。

そうすることにより、町民の皆様への行政参加意識を高めていければというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。よろしく申し上げます。

議長（酒元法子）

12番 志幸議員。

12番（志幸松栄）

皆さんが、ほかの議員の方々が住民主体のまちづくりということは、これは皆さん、ほかの議員の方々、いつも言われます。マッチして何とかいい方向に行くんじゃないかなと私は期待しております。

ましてや今日、私、皆さんの一般質問を聞いておりますと、いろいろと皆さん勉強しておられて質問されて、数字なんかばっちりして、私は黙って目をつむって聞いておりますと、私、個人的にも勉強になりますし、また、こういう教育長の問題じゃないけれども、すごいことを言われたなと思って。新聞と、また質問とはまた違っていたなと思って。新聞は、小中学校の統廃合を議論ということでありましたけれども、今日のあの問題、子ども議会の問題も提示して、すごい答弁をされたかなと。

私は今後、これも3回ぐらいこの質問をしました。小中学校。子供のために統合しなさいと。今後期待をしまして、町長、財政指数はこれから10年後、先ほど小学校の数も言われましたけれども、町が豊かなお年寄り、また、若い人たちのいい笑顔で町をつくっていただければ、我々は年もあれですし、だんだんこうやってサポート分野のほうに参っていきたいと。また何かありましたら手助けしていきますので、今日は本当に、大森町長の言葉を借りて、また期待をして、町内へ帰ったら、またこういうふうで、これから一生懸命に役場と一緒に頑張っていかなかということ報告したいなと思っております。

以上です。議長、終わります。

議長（酒元法子）

以上で、12番 志幸議員の一般質問を終わります。

それでは次に、2番 堂前議員。

2番（堂前利昭）

今回は一番最後ということで、皆さんも大分お疲れかと思えます。

今日は、出産と景観ということで2点について質問したいと思えます。

私も結婚生活27年ということで、後ろにおられる方は結婚生活50年近くの方もいるかと思えますが、今日はその新婚生活を少し思い出していただきながら質問を聞いていただきたいと思います。

先日私のところに来られたお客さんのことを取り上げたいと思えます。

お孫さん生まれたみたいですね。おめでとうございますと言うと、ありがとうと言われ、その後すらすらと、この地域における医療体制の不満を言われました。息子さんの奥さんは、予定日前に急に産気づき、救急車で輪島病院に運ばれましたが、1時間20分という時間を費やし、やっと初出産した。こんな現状を踏まえ、出産支援や子育て支援、そして安心・安全なまちづくりを進めると口では私も町長も言えるが、どうやっていくのか。ここにおられる方みんな、いや、町民の皆さんとともに考えなければならない時期に入っており、待ったなしだと思えます。

私の6月の定例会議の一般質問の答弁で、町長は、課題解決に向け真摯に取り組むと言われましたね。これからもその言葉を信じ、今日は出産対策を問うの中で2つの質問をしたいと思えます。

まずは、能登町の出産の現状は。能登町の直近3か年の出産の現状、里帰り出産も含めて教えていただきたい。そして、赤ちゃんはどこで生まれているのかなど詳しく教えていただきたいと思えます。

議長（酒元法子）

西谷健康福祉課長。

健康福祉課長（西谷幸一）

それでは、私のほうから出産の現状についてお答えをさせていただきます。

能登町では、公立宇出津総合病院に産婦人科がございませんので、子供を出産する場合は町外の産婦人科がある病院で出産されております。過去2年ほどの状況をご説明いたしますと、令和元年については53名の方が出産されており、内訳は珠洲市で18名、輪島市で7名、七尾市で18名、その他県内で6名、県外で4名という状況でありました。

令和2年度では77名の方が出産され、珠洲市で8名、輪島市で23名、七尾市で32名、その他県内で13名、県外で1名という状況であります。

また、本年度につきましては、8月までに23名の方が出産され、珠洲市で1名、輪島市で7名、七尾市で9名、その他県内で6名という状況であります。

今後出産を予定されている方が24名おいでまして、妊娠届出時での情報では、珠洲市で4名、輪島市で4名、七尾市14名、その他県内で2名の方が妊娠の診断を受けておられますが、里帰りでお産をされる方もおられるなど、今後の病院でお産されるかは、現状としてははっきりとは把握できかねるものがありますので、よろしく願いいたします。

議長（酒元法子）

2番 堂前議員。

2番（堂前利昭）

そうですか。令和元年は53人、令和2年は77人、令和3年は47人の予定であり、直近の3か年とも私の柳田中学校の同級生より少ないという現状であり、能登町には産科がないため初産の方は輪島市や七尾市など町外でお産する状況が続いているということです。奥能登2市2町でも令和元年は合わせても253人という少なさであります。

町長も私も娘がいます。この能登に残ってもらいたいのは私も町長も同じかと思いますが、例えばですが、もしほかの地で嫁いで里帰りお産をしようと思っても安心して生めないと思います。決して人ごとではありません。

しかしながら、能登町や奥能登の取り巻く課題は山積されているというが、私一人が弊がって頑張っても解決できるものは一つもないことに最近痛感しております。諸先輩方が一生懸命この問題に取り組まれていると思いますが、本当に大変難しい問題であると認識いたしておるつもりではありますが、今日は私の身の回りにいる若者が、あと数年後に結婚を機にこの能登から出ていかないようにするためにも、今後のお産環境をどう整えるのかお聞きします。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

それでは、お産環境ということでございますけれども、公立宇出津総合病院では、平成14年の9月が最後の分娩となっております、その後、10月をもって常勤の産科医が退職をいたしております。その後、宇出津病院での分娩は14年の10月以降廃止となっております。11月からは隔週の火曜日に非常勤の婦人科医で対応し、現在に至っておるという状況でございます。

また、珠洲市総合病院、穴水総合病院でも非常勤医師での対応となっておりまして、奥能登2市2町では市立輪島病院以外は常勤の産科医がいないということでございます。

そして全国では、この20年間で医師の総数は約32%増加しておるということでございますけれども、産婦人科医は逆に15%減少しております。また、産科、婦人科の医師の中で出産を扱わない婦人科の医師の割合が増加をしておるということでございます。さらに、全国の産婦人科医の約半数が50歳以上であるということを考えますと、産婦人科医の減少は今後さらに深刻な問題となることは明らかではないかというふうに思っております。

このようなことから、産科医の確保については、奥能登の1自治体単独ではなし得ることはできない状況であるということをご理解いただきたいと思っております。

町といたしましては、現在行っております産前産後のサービス、不妊治療の費用の助成から始まり、産前産後の健診にかかる費用の負担、また妊産婦の支援を行う子育て応援ヘルパー、そして5つの病院と契約しておりますが産後ケア事業、そういったことを妊産婦に対するサービスの充実に努めてまいりますので、ご理解願います。

議長（酒元法子）

2番 堂前議員。

2番（堂前利昭）

出産に至るまでの妊産婦へのたくさんの施策もあることも分かりましたが、出産予定日まで順調に来ればいいのですが、予定日の前に産気づくのが不安なのであります。時間との闘いになったりすることもあるかと思っております。その部分が安心できる、解消できる制度を知恵を絞っていただきたいと思っております。

医師不足ということも原因にある中で、先日の決算特別委員会では、今は応募者がいないため医師修学資金貸付事業も休止していると聞くが、医師の卵を育てるこの制度を今後も続ける気があるのか、町長にお聞きします。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

医師修学資金でございますけれども、これまで4名の貸与を受けた医学生のうち3名は既に医師としてご活躍をされております。

この事業は、宇出津総合病院の医師不足を解消するために始めた事業でございますけれども、現在は石川県と金沢大学で行っております緊急医師確保修学資金特別枠というところの出身の医師が毎年2名派遣される。その他、自治医科大学出身の医師が毎年1名派遣されているという状況でございます。そのため当病院の医師の数は現在充足しているということでございます。

そういうことから、現在、新規の応募の予定はございませんけれども、今後何が起こるか分かりませんので、制度自体は残していくこととしておりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（酒元法子）

2番 堂前議員。

2番（堂前利昭）

そうですね。大変いい制度です。できるだけ能登町出身者の医師を目指している方には手厚く育てていただきたいと思います。将来、必ずしや能登町の財産になり、人脈をつくってくれるものと期待できますし、そこからどんな形になって能登町に恩返しをされるかは予想できるものではないと思います。町長には、健康福祉課の在籍も長く、豊富な知識をお持ちであると思いますが、この医師、産科のことを頭の片隅に常に置いていただいて、今後も取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に入らせていただきます。

次は景観の問題で、九十九湾周辺の里山環境を問うであります。

これも先日、金沢から同業者が来られ、「堂前、イカの駅つくモールはどこにあるげんや」と聞かれ、つくモールへの道のりを教えました。そうすると、たくさんのお土産を買った同業者がまた帰り道寄ってくれました。そのときにその方の奥さんが、「堂前さん、たくさんの人やったわ。今うわさのイカキングの周りにもたくさんのお子さんがおったよ」と言われました。今も大和堆での外国船違法操業が行われ、小木のイカ釣り船団も思うように操業、水揚げができない現状であり、能登町の税収にも響く中、少し明るい言葉であり、うれしい気持ちになりました。

しかし、その後、「でも遊覧船に乗って里山里海を堪能したけど、景観が悪かったわ。アカマツがすごくたくさん枯れとって目立つわ」と言われました。その後、私も7月11日の上町公民館の行事で自然散策会に参加させていただき、上町地区の町民の方々とともに遊覧船に乗り、魚の餌つけショーなど九十九湾周辺を数十年ぶりに堪能しました。今回は、遊覧船に乗って感じたことを質問させていただきます。

九十九湾周辺の里山の立ち枯れアカマツについて、今後の取組を示せであります。

今後、遊歩道の横や上、そしてキャンプ場周辺もアカマツの立ち枯れが目立つし、危険であるため、伐倒しなければいけないと考えるが、今後どのように取り組むのかお聞きします。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

それでは、イカの駅つくモールについて解説させていただきます。

昨年6月に開業いたしまして、入り込み客数は本年の8月までの1年と2か月の間で12万人を超えておりまして、たくさんの方々にご来場いただいておりますのでございます。

議員のご指摘のとおり、九十九湾周辺の松くい虫による被害につきましては、つくモール付近の山林、そして九十九湾の園地野営場及び探勝遊歩道周辺などに被害が見られ、立ち枯れや景観を損ねていることを確認はしてございます。そのことにつきましては、今後、石川県や関係機関と連携し、松くい虫防除事業を活用して対策を行っていききたいというふうに思っておりますので、ご理解願います。

議長（酒元法子）

2番 堂前議員。

2番（堂前利昭）

町長、まずは伐倒することが一番大事であると思います。でも、そこで伐倒するだけでは被害はまだまだ拡大します。なぜかという、4月から10月までマツノマダラカミキリが毎日発生して、その虫に寄生しているのが通称松くい虫と言われるマツノザイセンチュウだからです。ということは、マツノマダラカミキリを退治しなければ、アカマツに近寄らないようにしなければなりません。

そこで、殺虫剤をヘリコプターで空中散布は行えないか。そして、地上から殺虫剤の散布はできないのか。その次の手段も考えなければなりません。どのようなお考えかお聞きします。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

議員のおっしゃるとおり、薬剤散布による松くい虫の防除事業が中心になると思いますけれども、まずヘリコプターを使用した空中からの薬剤散布につきましては、あの地域の周辺では人家、それから宿泊施設、そして道路、公園ということで、不特定多数の方が頻繁に行き来をする場所でございます。そのような場所につきましては、散布をした際に薬剤が飛散して人とか農海産物に被害を及ぼすおそれがあるということで、なかなかヘリコプターの散布は困難である。

そして、地上からの薬剤散布につきましては、柳田植物公園で実施しておりますけれども、機材を置くスペースとかタンクを置くスペースとか、人がやるので、その辺で、あの辺の地形というのは物すごい崖なものですからなかなかそれも難しいということでございます。

最近では、ドローンによる薬剤散布も他の市町で実施されていると聞いておりまして、飛散が少ない策、ラジコンのヘリコプターでもできるかなと思っておりますけれども、ピンポイントにできるようなそういう方策を検討していきたいというふうに思います。

そして、伐倒可能な場所であれば、できる限り速やかに実施していきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

議長（酒元法子）

2番 堂前議員。

2番（堂前利昭）

人家や宿泊施設があるということで、ヘリコプターの空中散布は難しいということでした。あと、ピンポイントで散布をするということで、できればやっていただきたいなというふうに思います。そして、できる限り景観を重視していただいて、伐倒していただきたいというふうに思います。

国立公園である九十九湾周辺から恋路海岸や珠洲の見附島にも進む観光ルートの中の松の被害は大変ひどいです。立山街道を走っていても見られるし、曾々木海岸から千枚田方面にも見られます。町長には、市町を超えた積極的な取組を近隣の首長さんたちにも訴えてほしいものです。

私たちの先人が残してくれたこのすばらしい里山里海を、この能登に生まれてくる数少ない子供たちに残していかなければなりません。そして、コロナ収束後の観光客が来町することを想定して、県や国に、そして関係機関とも連携

して、積極的ないろいろな事業を取り込んで景観保全に努めていただきたいと思います。

私も、ただ言うだけでなく、あらゆる人脈を通じて町の負担の少ない事業がないか探りたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（酒元法子）

以上で、2番 堂前議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

お諮りします。

一般質問が本日で全て終了いたしましたので、明日、9月16日を休会としたいと思います。

これを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（酒元法子）

異議なしと認めます。

よって、休会決議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

休会決議について

議長（酒元法子）

追加日程第1「休会決議」を議題といたします。

お諮りします。

明日、9月16日を休会とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（酒元法子）

異議なしと認めます。

したがって、明日、9月16日は休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

今回は、9月17日午前10時から会議を開きます。

散 会

議長（酒元法子）

本日はこれにて散会いたします。
お疲れさまでした。

散 会（午後 3 時 5 2 分）

開 会（午前10時00分）

開 議

議長（酒元法子）

ただいまの出席議員数は14人で定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

議案第57号～議案第68号

議長（酒元法子）

日程第1、議案第57号「令和3年度能登町一般会計補正予算（第3号）」から、日程第12、議案第68号「能登町過疎地域持続的発展計画の策定について」までの12件を一括議題といたします。

常任委員会に付託審査をお願いしました案件のうち、ただいま議題となっております案件について、各常任委員長の報告を求めます。

委員長報告

議長（酒元法子）

総務産業建設常任委員会 小路政敏委員長。

総務産業建設常任委員長（小路政敏）

皆さん、改めておはようございます。

それでは、総務産業建設常任委員会に付託されました案件の審査結果についてご報告いたします。

議案第57号 令和3年度能登町一般会計補正予算（第3号）歳入及び所管歳出

議案第60号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第61号 能登町移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について

議案第62号 能登町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について

議案第63号 能登町税条例の一部を改正する条例について

議案第67号 請負契約の締結について

議案第68号 能登町過疎地域持続的発展計画の策定について

以上7件は、原案のとおり全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

議長（酒元法子）

次に、教育厚生常任委員会 市濱等委員長。

教育厚生常任委員長（市濱等）

それでは、教育厚生常任委員会に付託されました案件の審査結果についてご報告いたします。

議案第57号 令和3年度能登町一般会計補正予算（第3号）所管歳出

議案第58号 令和3年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第59号 令和3年度能登町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第64号 能登町廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例について

議案第65号 能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第66号 能登町立小・中学校教育環境づくり検討委員会設置条例の制定について

以上6件は、原案のとおり全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

議長（酒元法子）

以上をもって、各常任委員会委員長の報告を終わります。

質 疑

議長（酒元法子）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（酒元法子）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

討 論

議長（酒元法子）

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（酒元法子）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

採 決

議長（酒元法子）

これから、採決を行います。

採決は起立によって行います。

お諮りします。

議案第57号「令和3年度能登町一般会計補正予算（第3号）」

議案第58号「令和3年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」

議案第59号「令和3年度能登町介護保険特別会計補正予算（第1号）」

以上3件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（酒元法子）

起立全員であります。

したがって、議案第57号から議案第59号までの以上の3件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、

議案第60号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につ

いて」

議案第61号「能登町移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について」

議案第62号「能登町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について」

議案第63号「能登町税条例の一部を改正する条例について」

議案第64号「能登町廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例について」

議案第65号「能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」

議案第66号「能登町立小・中学校教育環境づくり検討委員会設置条例の制定について」

以上7件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（酒元法子）

起立全員であります。

したがって、議案第60号から議案第66号までの以上7件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、

議案第67号「請負契約の締結について」

の1件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（酒元法子）

起立全員であります。

したがって、議案第67号の1件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、

議案第68号「能登町過疎地域持続的発展計画の策定について」

の1件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（酒元法子）

起立全員であります。

したがって、議案第68号の1件は、委員長報告のとおり可決されました。

認定第1号～認定第7号

議長（酒元法子）

次に、日程第13、認定第1号「令和2年度能登町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第19、認定第7号「令和2年度能登町病院事業会計決算の認定について」までの7件を一括議題とします。

本9月定例会議において、決算特別委員会に付託されました認定第1号から認定第7号までについて、同特別委員会委員長から委員会審査報告書が提出されております。

これから本件に対する審査の経過及び結果について委員長の報告を求めます。

委員長報告

議長（酒元法子）

決算特別委員会 金七祐太郎委員長。

決算特別委員会委員長（金七祐太郎）

それでは、決算特別委員会における審査の経過及び結果についてご報告いたします。

本特別委員会に付託された案件は、令和2年度における7会計の決算認定であり、これらの各会計決算の審査については、去る9月8日から10日までの実質3日間の日程で委員会を開催し、地方自治法233条により提出が義務づけられている、決算書・主要施策の成果説明書及び監査委員からの審査報告書等を検閲し、関係課等から説明を聴取した上で、予算執行が適正にかつ効率的に行われたかについて慎重に審査いたしました。

その結果、認定第1号「令和2年度能登町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第7号「令和2年度能登町病院事業会計決算の認定について」までの7件について、全会一致をもって認定すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、本委員会からの主な意見、提案等については次のとおりであります。

一、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業が十分に執行でき

ず、その反面、あらゆる面でコロナ対策に苦慮されたことと推察する。また、特に病院・消防署・教育・保育現場においては、感染予防を徹底しながらの苛酷な業務を強いられていることに対し、感謝の意を表したい。今後も町民の安全・安心な生活を守るため、引き続き万全の体制で臨んでいただきたい。

一、未来を担う若者が能登町に安心して暮らしていけるよう、成果を上げていく婚活事業・定住促進事業・能登高等学校魅力化事業などをさらに充実させ、また財政面では、引き続き繰上償還を行いつつ、人口減少や町の適正規模に応じた公共施設の在り方についても、縮減や更新などを十分に精査し、次世代に負の遺産を引き継がない政策を積極的に推進されたい。

一、職員の接遇について、本庁舎その他総合支所や病院などの出先機関を含め、不快な思いをしたとの声をいまだに耳にする。過去にも再三にわたり指摘しているが、それがたとえ、一部の職員、会計年度任用職員、看護師等であったとしても、来庁者・来院者から見れば同じ役場職員であり、さらには能登町全体のイメージにもつながる。毎年、接遇研修を実施しているとのことだが、苦情がいまだにある現状を鑑み、いま一步踏み込んだ対策を講じられたい。

一、近年の異常気象に加え、昨日もありましたが、最近では能登地方で地震も頻発している。川の氾濫を未然に防ぐためのしゅんせつ工事や、自主防災組織の促進、消防団員や防災士の育成など、町民が安心して暮らしていけるよう防災・災害に強いまちづくりを図られたい。

一、町税のほか、各種料金・負担金・分担金・使用料等の収納未済に対する取組について、少しずつではあるが成果が見受けられる。今後も引き続き滞納者の実態に応じた適切な措置を講じ、善良な納付者が不公平感を持つことがないよう、一層の収納努力を望む。

一、水道・下水道事業について、安全な水道水の供給は、町民が日常生活を送る上で欠かすことのできない重要なライフラインである。浄水場施設や老朽管の更新事業を計画的に実施し、水道の有収率、下水道の接続率の向上を図られたい。

一、病院事業について、若者が能登町に住み続けることができるよう、引き続き就学資金貸付事業を継続するとともに、接遇研修などを定期的を実施するなど、患者に寄り添った親切で丁寧な対応を心がけ、町民が安心して気持ちよく来院できる環境の構築に努められたい。

終わりに、長期化する新型コロナウイルス感染症の蔓延により、社会は疲弊し経済も冷え込み、これからの町政のかじ取りは困難を極めると思います。そういった中において、少子化対策や高齢者福祉の充実はもとより、現在の社会保障を支えているとされる、いわゆる働き盛りの現役世代にもっとスポットを当て、納税意欲の湧くような事業を積極的に展開することを期待いたします。

例えば、コロナ対策事業として発行したプレミアム飲食券・商品券は、県内でも類を見ないプレミアム率であり、町民や事業者からも大変好評であったと聞いています。

新町政がスタートした今、時には思い切った政策を掲げ、魅力あるまちづくりを展開し、活気ある能登町になることを切望し、特別委員会からの総括いたします。

議長（酒元法子）

以上をもって、決算特別委員会委員長の報告を終わります。

質 疑

議長（酒元法子）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（酒元法子）

質疑なしと認めます。
これで、質疑を終わります。

討 論

議長（酒元法子）

これから、討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（酒元法子）

討論なしと認めます。
これで、討論を終わります。

採 決

議長（酒元法子）

これから、採決を行います。

お諮りします。

認定第1号「令和2年度能登町一般会計歳入歳出決算の認定について」

認定第2号「令和2年度能登町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第3号「令和2年度能登町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第4号「令和2年度能登町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第5号「令和2年度能登町水道事業会計決算の認定について」

認定第6号「令和2年度能登町下水道事業会計決算の認定について」

認定第7号「令和2年度能登町病院事業会計決算の認定について」

以上7件に対する委員長報告は、認定であります。

委員長報告のとおり認定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（酒元法子）

起立全員であります。

よって、認定第1号から認定第7号までの以上7件は、原案のとおり認定されました。

日程の順序変更

議長（酒元法子）

次に、本日、小路政敏議員外1名、発議第1号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」、市濱等議員外1名から、発議第2号「出産育児一時金の増額を求める意見書」、議会運営委員会、國盛孝昭委員長から、発委第2号「能登町議会委員会条例の一部を改正する条例について」の3件が追加提出されました。

これを日程に追加し、それぞれ追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3として、日程の順序を変更して、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（酒元法子）

異議なしと認めます。

よって、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決定しました。

追加議案上程

議長（酒元法子）

追加日程第1、発議第1号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」及び追加日程第2、発議第2号「出産育児一時金の増額を求める意見書」、追加日程第3、発委第2号「能登町議会委員会条例の一部を改正する条例について」までの3件を一括議題といたします。

提案理由の説明

議長（酒元法子）

提案理由の説明を求めます。

8番 小路政敏議員。

8番（小路政敏）

それでは、ただいま上程されました発議第1号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」についての提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている中で、地方財政は来年度においても巨額な財源不足が避けられない厳しい状況に直面しています。

このような状況において、地域の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくためには、地方交付税等の一般財源総額の確保・充実を強く国に求めていくことが不可欠であります。

このため、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

以上、議員各位におかれましては、ご審議の上、何とぞ議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（酒元法子）

次に、7番 市濱等議員。

7番（市濱等）

それでは、ただいま上程されました発議第2号「出産育児一時金の増額を求める意見書」について、提案理由を申し上げます。

出産にかかる費用は年々増加し、現在の42万円の出産育児一時金の支給額では賄えない状況になっています。

国は、医療機関から費用の詳しいデータを収集し、実態を把握した上で増額に向けて検討することとしていますが、少子化克服に向け、安心して子供を産み育てられる環境を整えるためには、出産時の経済的な支援策を強化することは欠かせません。

よって、政府に対し、現在の負担に見合う形に出産育児一時金を引き上げることを強く求めます。

このため、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

以上、議員各位におかれましては、ご審議の上、何とぞ議決賜りますようよろしく願いを申し上げます。

議長（酒元法子）

続いて、議会運営委員会 國盛孝昭委員長。

議会運営委員長（國盛孝昭）

それでは、発委第2号「能登町議会委員会条例の一部を改正する条例について」の提案理由を申し上げます。

感染蔓延防止及び災害の発生等や育児、介護などの理由により、委員会への参集が困難と判断される場合、議会運営が滞ることのないようオンラインを活用し、柔軟に対応するため、条例の一部を改正するものであります。

以上、本趣旨をご理解いただき、賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（酒元法子）

以上で提案理由の説明が終わりました。

質 疑

議長（酒元法子）

これから、質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（酒元法子）

質疑なしと認めます。
これで、質疑を終わります。

討 論

議長（酒元法子）

これから、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（酒元法子）

討論なしと認めます。
これで、討論を終わります。

採 決

議長（酒元法子）

これから、採決を行います。
お諮りします。

発議第1号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」

発議第2号「出産育児一時金の増額を求める意見書」
の2件を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（酒元法子）

起立全員であります。

よって、発議第1号及び発議第2号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました発議第1号及び発議第2号に係る意見書の提出先、処理方法につきましては、議長に一任願います。

次に、

発委第2号「能登町議会委員会条例の一部を改正する条例について」の1件を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（酒元法子）

起立全員であります。

よって、発委第2号は、原案のとおり可決されました。

休会決議について

議長（酒元法子）

日程第20「休会決議」を議題とします。

お諮りします。

明日から、能登町議会の会期等に関する条例第2条の規定に基づき開く、次の定例日の前日までを、休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（酒元法子）

異議なしと認めます。

したがって、明日から、能登町議会の会期等に関する条例第2条の規定に基づき開く、次の定例日の前日までを、休会とすることに決定いたしました。

以上で、令和3年第6回能登町議会9月定例会議に付議されました議件は全部終了しました。

閉会の挨拶

議長（酒元法子）

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。
大森町長。

町長（大森凡世）

令和3年第6回能登町議会9月定例会議の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

6日より開会されましたこのたびの定例会議におきましては、令和3年度一般会計補正予算をはじめ、多数の案件につきまして慎重なるご審議を賜り、いずれも原案のとおり可決、そして認定をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

なお、会期中に議員の皆様から賜りましたご意見、ご提案につきましては、いずれも厳正に受け止め、町勢発展のため努めてまいりますので、一層のご協力をお願いいたします。

さて、来月3日の日曜日に、松波地区において、洪水や土砂災害を想定した第10回総合防災訓練を実施いたします。コロナウイルス感染症のため、関係機関の訓練や体験コーナーなどは見合わせることにいたしまして、内浦総合支所での避難所開設、そして内浦総合運動公園での土のう積み訓練などを実施する予定としております。

昨今の異常気象により様々な災害が毎年のように発生しておりまして、初動対応や適切な避難指示、そして避難所の運営がこれまでも増して重要になってきております。コロナ禍を踏まえた避難所運営など、多様化した災害を想定した防災訓練の実施は大変意義あるものと考えております。

また、防災訓練は、町民が防災への意識を持ち、日頃から災害への備えを行っていただくことも目的としております。当日には松波地区に告知放送で避難指示等を行いますので、避難経路など、ご自身、そしてご家族の避難行動について再確認をしていただければと思っております。

そして、国内で新型コロナウイルスの感染者が確認をされてから約1年と8か月がたちました。現在では感染力が強いとされているデルタ株が猛威を振るっておりまして、今もなお予断を許さない状況が続いております。

町といたしましては、今後も感染症防止対策、そしてコロナ禍で疲弊しております地域経済の活性化対策に取り組んでまいりますので、議員の皆様、そして町民の皆様のご理解とご協力をお願いを申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。そして、お疲れさまでした。

散 会

議長（酒元法子）

以上で本日は散会いたします。
お疲れさまでした。

散 会（午前10時40分）

上記、会議の経過を記載し相違ないことを証するため、個々に署名する。

令和3年9月17日

能登町議会議長 酒 元 法 子

会議録署名議員 志 幸 松 栄

会議録署名議員 宮 田 勝 三